

澁川市 男女共同参画計画 後期計画

平成 26 年 3 月

澁川市

目 次

1 計画策定及び改定にあたって	1
(1) 計画策定及び改定の趣旨	1
(2) 計画の背景	1
(3) 計画の位置付け	1
(4) 計画の期間	2
(5) 調査の実施	2
(6) 市民意見の反映	2
2 男女共同参画社会*を目指す市の現状	3
(1) 本市の概要	3
(2) 少子高齢化の進行	4
(3) 産業構造の変化	5
(4) 家族形態の変化	7
(5) 地域の変化	9
(6) 市民の意識や日常生活の状況	10
3 計画が目指す方向	15
(1) 将来像・基本理念	15
(2) 施策の体系	16
(3) 重点的な施策	18
4 施策の展開	19
施策の展開の見方	19
基本目標Ⅰ 男女平等意識の高揚と人権尊重	20
施策目標1 男女平等意識の高揚とジェンダー*に敏感な視点に立った制度・慣行の見直し	21
施策目標2 男女平等意識を育む教育の推進	25
施策目標3 女性の性の尊重	29
施策目標4 女性に対するあらゆる暴力の根絶	31
基本目標Ⅱ 家庭における男女共同参画の促進	35
施策目標1 男女が家庭責任を担える環境づくり	36
施策目標2 子育てや介護を社会で支える環境づくり	40
施策目標3 心身の健康づくりへの支援	44

基本目標Ⅲ 地域社会における男女共同参画の推進.....	47
施策目標1 政策・方針決定の場への女性の参画推進.....	48
施策目標2 様々な分野への女性の参画促進.....	51
施策目標3 地域活動と生活支援の充実.....	55
施策目標4 国際社会理解と交流活動の推進.....	59
基本目標Ⅳ 就業における男女共同参画の推進.....	62
施策目標1 男女が対等なパートナーとして働く環境整備.....	63
施策目標2 女性のチャレンジ支援*.....	68
5 計画の推進.....	74
(1) 計画の進行管理の実施.....	74
(2) 庁内の推進体制などの機能充実強化.....	74
(3) 市民参画の推進と市民などによる評価の実施.....	74
(4) 地域活動団体と事業所などとの連携の強化.....	74
資料編.....	75
1 共働きの区分.....	75
2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約.....	76
3 男女共同参画社会基本法*.....	83
4 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律.....	88
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	94
6 用語集.....	105
(* の付いた語句の解説を掲載しています。)	

1 計画策定及び改定にあたって

(1) 計画策定及び改定の趣旨

わが国において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会*の実現は最重要課題となっており、国際社会においても女性に対する暴力の根絶や、男女が意思決定の場へ均等に参画することが求められています。

しかし、家庭生活、地域社会、就業の場など様々な分野で解決しなければならない多くの問題があり、性別に基づく被害や差別、女性に対する暴力の問題が深刻化している状況です。

また、本市の現状においても、“夫は外で働き妻は家庭を守るべき”といった性別によって役割を決めつけてしまう意識や、これに基づく社会慣行は依然として根強いものがあります。

こうした状況を踏まえ、本市は平成 21 年 3 月に「渋川市男女共同参画計画」を策定しましたが、5 年が経過することから、社会情勢の変化等に対応するため、平成 25 年度に中間見直しによる改定を行い、後期計画を策定しました。

(2) 計画の背景

20 世紀後半、女性政策は国連の先駆的な取り組みによって世界各国に浸透し、大きく進展しました。国内においても昭和 60 年の女子差別撤廃条約の批准を契機に法や制度の整備が進められ、平成 11 年、男女共同参画社会基本法*（以下「基本法」といいます。）が制定されました。平成 12 年には基本法に基づく「男女共同参画基本計画*」が策定され、平成 22 年には「第 3 次男女共同参画基本計画」として見直しが行われました。

群馬県においても平成 13 年、基本法に基づく法定計画として「ぐんま男女共同参画プラン」が策定され、平成 16 年には「群馬県男女共同参画推進条例」（以下、「県条例」といいます。）の制定により県、県民、事業者の責務が示されました。また、平成 23 年には県条例に基づき「群馬県男女共同参画基本計画（第 3 次）」が策定されています。

(3) 計画の位置付け

- ➡ 基本法第 14 条に規定される市町村男女共同参画計画です。
- ➡ 行政、市民、事業者をはじめとする市のあらゆる構成員が協働*して、男女共同参画に関する施策を総合的に、計画的に推進するための設計図です。
- ➡ 平成 21 年 3 月に策定した「渋川市男女共同参画計画」の後期計画です。
- ➡ 総合計画を上位計画としており、その基本理念の一つである「市民とともにつくるふれあいのまち」（市民の参画と協働により、活気とふれあいのあるまちを目指す）を実現するための分野別計画です。また、他の関連する計画との整合を図っています。
- ➡ 国の第 3 次男女共同参画基本計画、群馬県の男女共同参画基本計画（第 3 次）を踏まえて策定しています。

(4) 計画の期間

この計画の期間は平成 21 年度（2009 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの 10 年間で、中間期間にあたる平成 25 年度において、社会情勢の変化等を踏まえながら計画の見直しによる改定を行い、後期計画を策定しました。

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
渋川市男女共同参画計画									
前期計画									
				見直し					
					後期計画				

(5) 調査の実施

➡ 平成 24 年度に、市民を対象に市民意識調査を実施しました。

■調査の概要

調査対象	市内在住の 20 歳以上 70 歳未満の男女
標本数	2,000 件
抽出方法	層化 2 段階無作為抽出法（平成 24 年 7 月 10 日現在、住民基本台帳による）
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	平成 24 年 8 月

■回収結果

配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
2,000	704	35.2%	704	35.2%

➡ 計画の進捗状況の点検・評価するために関連施策について関係課の事業調査及びヒアリング調査を実施しました。

(6) 市民意見の反映

➡ 広く市民の意見を反映するため市民意見公募を実施しました。

2 男女共同参画社会*を目指す市の現状

(1) 本市の概要

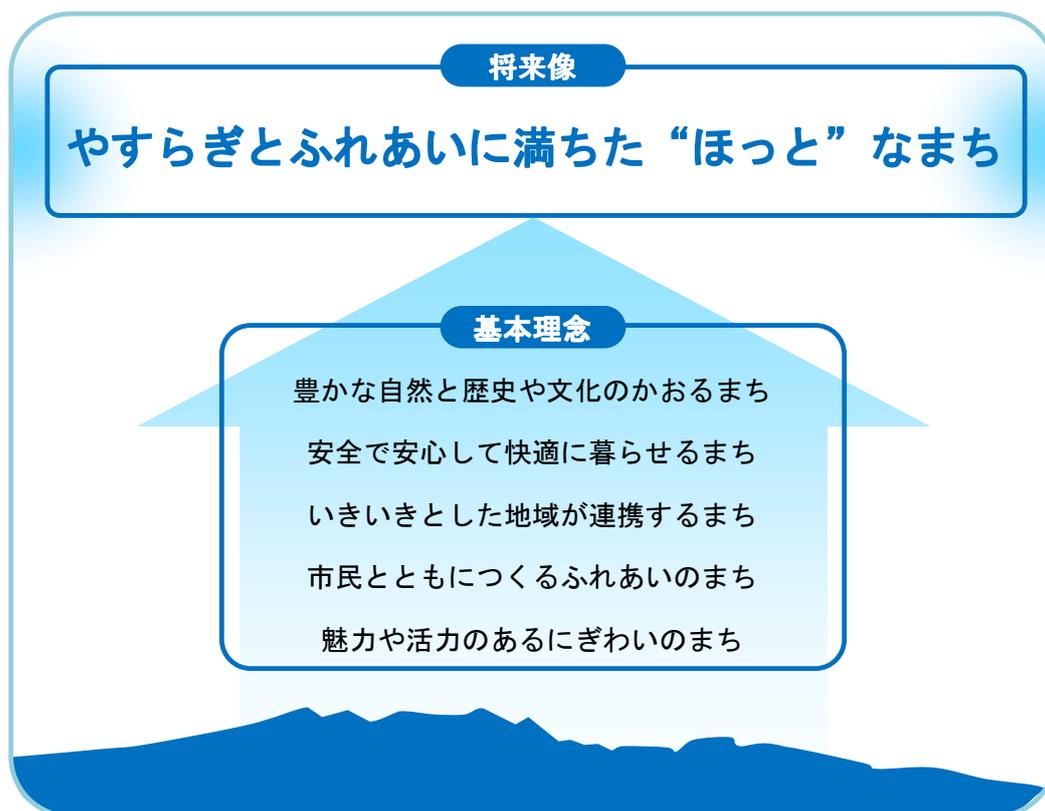
やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち

を目指しています。

本市は、日本、そして群馬県のほぼ中央部、雄大な関東平野の始まる位置にあたります。市の南側は県庁所在地である前橋市に隣接し、東京都心まで約 120 km の距離にあります。主な交通網としては、JR 上越線、JR 吾妻線の 2 路線が通り、JR 上越線に 4 駅、JR 吾妻線に 4 駅があります。道路は、南北に関越自動車道と国道 17 号、東西に国道 353 号が通り、関越自動車道には渋川伊香保と赤城の 2 つのインターチェンジがあります。赤城山、榛名山、子持山、小野子山に抱かれ、利根川と吾妻川の流れによって形成された谷地とともに、標高差が概ね 1,400m 以上となる起伏に富んだ地形となっており、豊富な水資源を活かした工業、農業や、首都圏の奥座敷となる温泉地を主とした観光などを主要産業としています。

また、本市は、合併後の 10 年間のまちづくりの方針を定めるため、市民参画のもとに総合計画を策定し、5 つの基本理念の下、目指すべき将来像を「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」と決めました。

総合計画

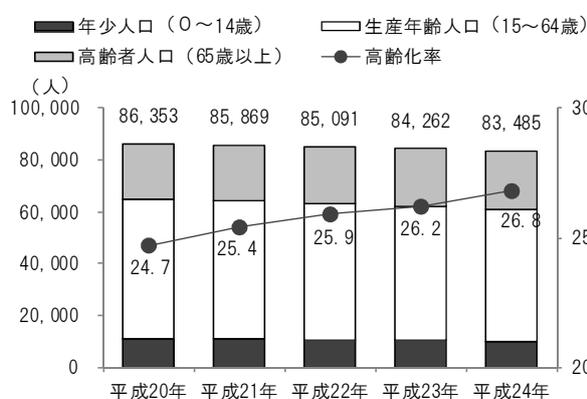


(2) 少子高齢化の進行

少子・高齢化が進み、人口も減少してきました。

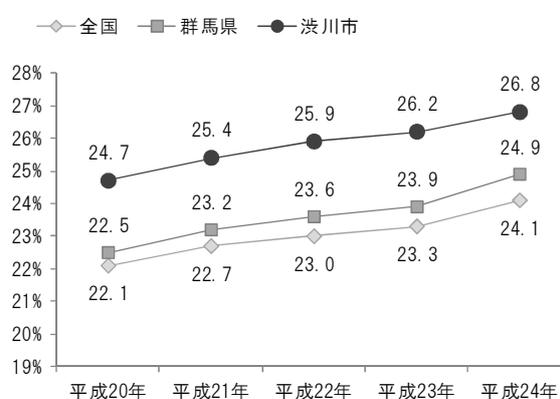
- 15歳未満の年少人口は平成21年以降、横ばいで推移していますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっています（図表1）。近年は全国、県を上回るスピードで高齢化が進んでいます（図表2）。
- 近年の出生数（年間）は減少傾向となっており、平成24年で511人となっています。その一方で、死亡数は出生数を大きく上回りながら推移し、平成24年で953人となっており一層の人口の減少が進むものと予測されます（図表3）。

図表1 本市の人口と高齢化率の推移



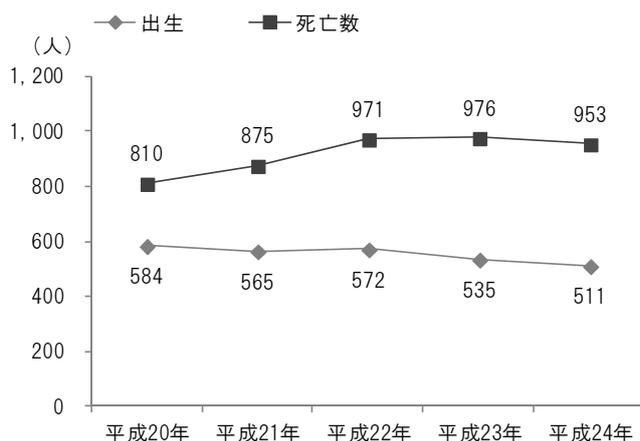
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

図表2 高齢化率の全国・県との比較



資料：渋川市は住民基本台帳（各年3月末現在）
全国及び群馬県は各年10月1日現在。平成22年は国勢調査

図表3 本市の出生数と死亡数の推移



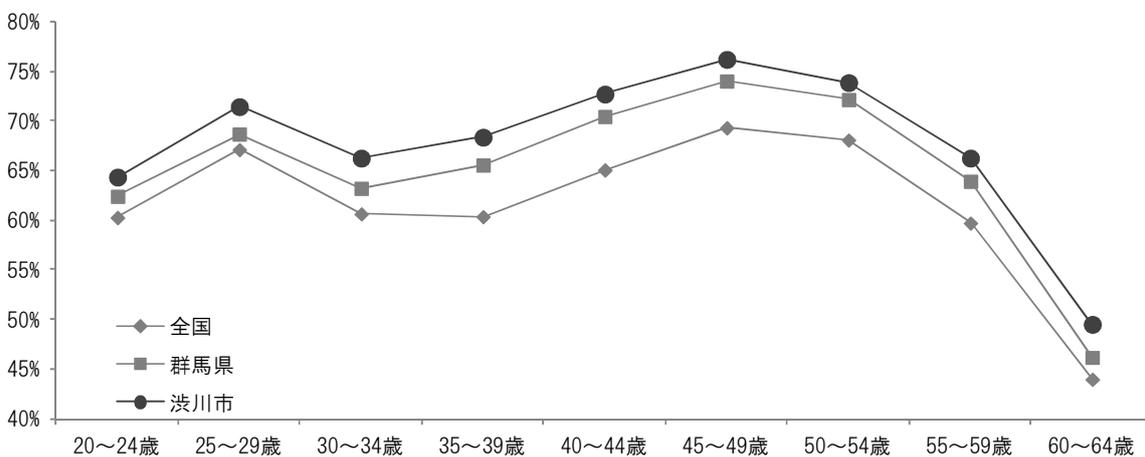
資料：渋川市人口動態統計（各年）

(3) 産業構造の変化

結婚・子育て期である20～30歳代の働く女性が増えています。

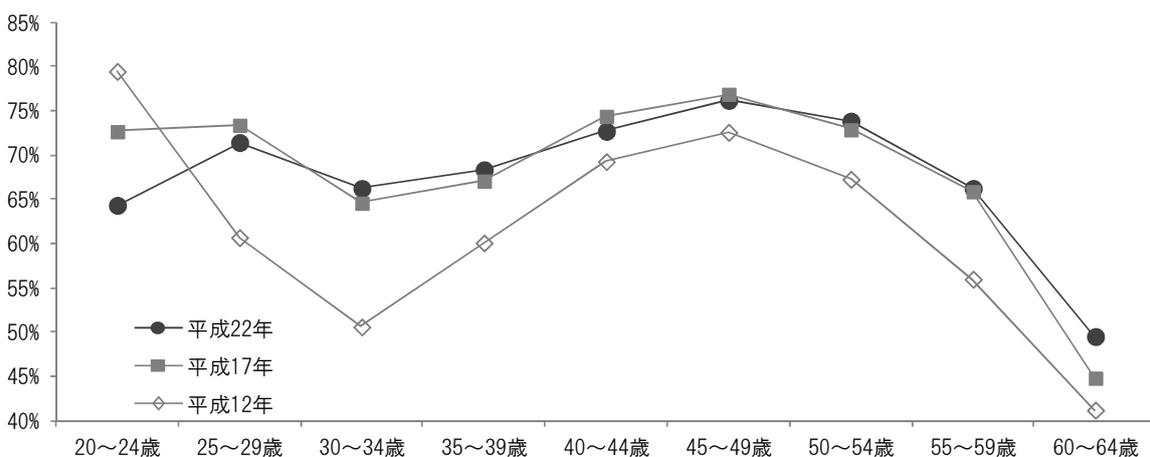
- 女性の労働力率*は、20歳以上のすべての年齢層で全国・県を上回っており、働く女性が多いということは本市の特徴となっています（図表4）。
- 平成12年から平成22年の女性の労働力率を比較すると、結婚・子育て期である20歳代後半から30歳代前半で大きく上昇しました（図表5）。
- 加えて、結婚している女性の平成12年から平成22年の女性の労働力率を比較すると、結婚・子育て期である20歳代後半から30歳代前半で大きく上昇しています（図表6）。この変化は女性の晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇や、出生数の減少による子育て期間の短期化などによるものと考えられます。

図表4 全国・県との女性労働力率の比較（平成22年）



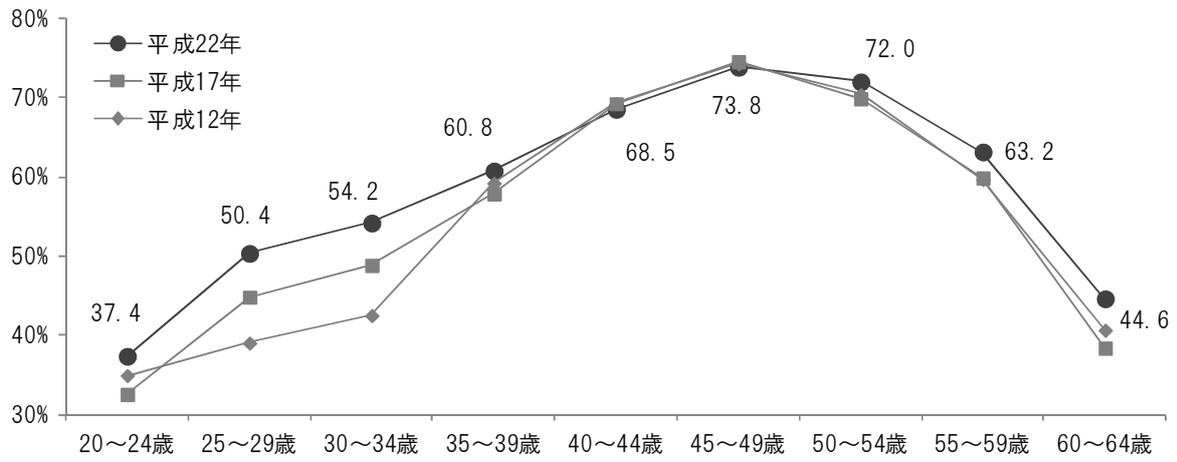
資料：国勢調査

図表5 本市女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

図表 6 結婚をしている女性の労働力率*の推移



資料：国勢調査

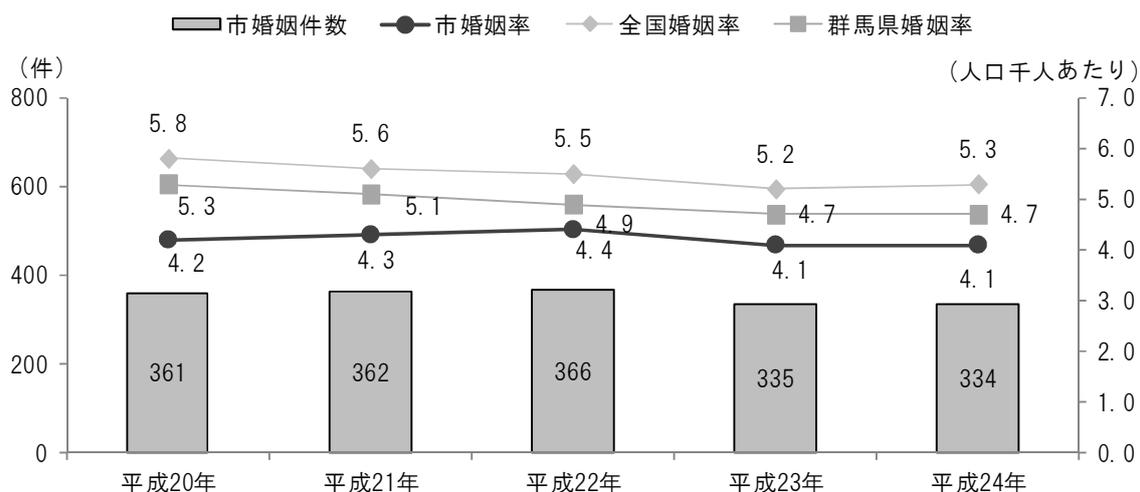


(4) 家族形態の変化

「夫婦のみ」や「ひとり暮らし」の世帯が増えています。

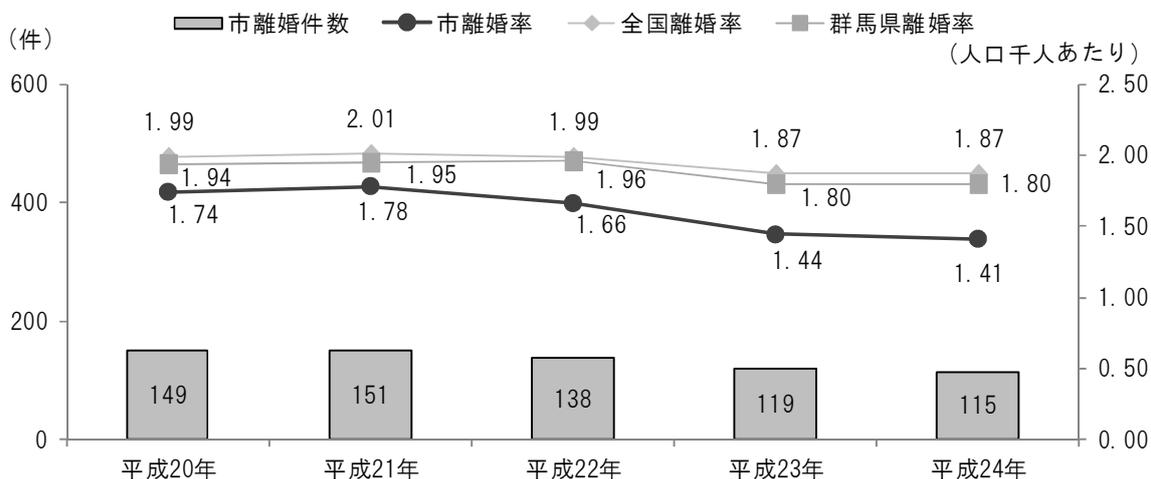
■ 婚姻率は横ばいで推移しており、離婚率は全国・県同様、平成 23 年度以降はやや減少傾向が見られます（図表 7、図表 8）。

図表 7 本市の婚姻の推移及び全国・県との比較



資料：各年人口動態統計

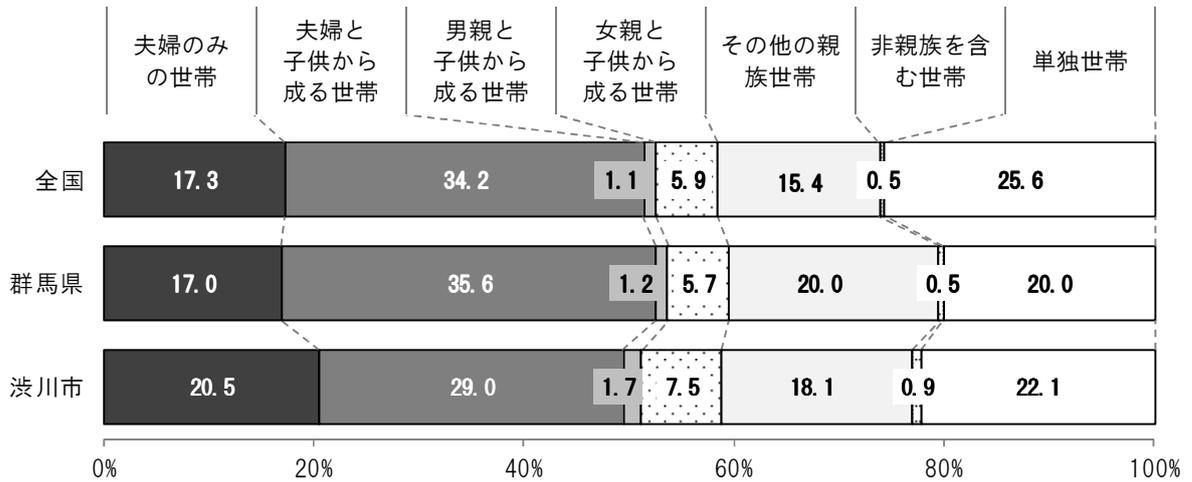
図表 8 本市の離婚の推移及び全国・県との比較



資料：各年人口動態統計

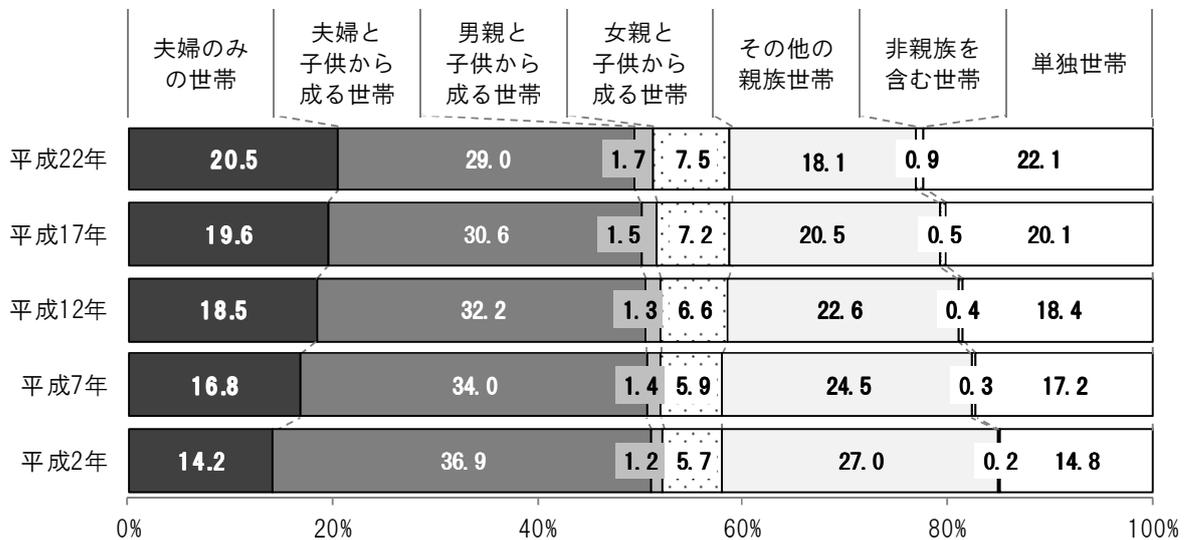
■全国・県と比べ、母子や父子などのひとり親家庭の割合がやや高く、夫婦と子どもの世帯の割合がやや低くなっています。(図表 9)。また、平成2年からの調査比較では、子どものいる世帯が減少し、夫婦のみの世帯、単独世帯やひとり親世帯が増加しており、世帯の小規模化が進んでいます(図表 10)。

図表 9 家族類型の全国・県との比較(平成22年)



資料：国勢調査

図表 10 本市の家族類型の推移



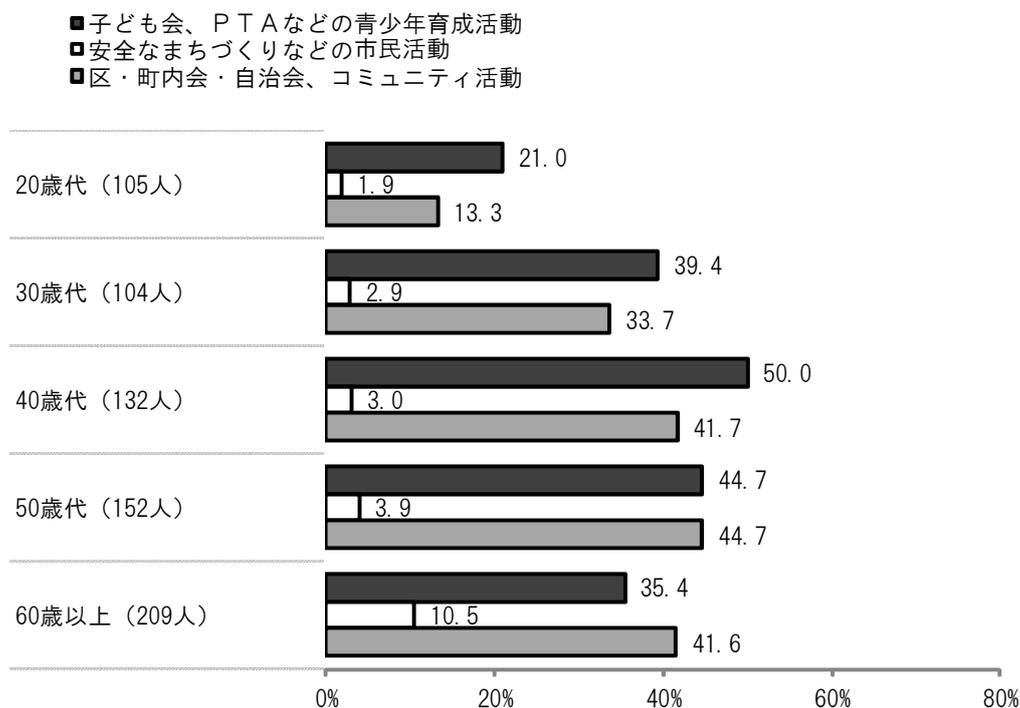
資料：国勢調査

(5) 地域の変化

若い世代を中心に地域活動に参加する人が少なくなっています。

■ 少子高齢化、ライフスタイル*の変化等によって地域の姿が変容しています。それに伴い子育て、介護やひとり暮らし高齢者の問題など、安全安心な市民生活を維持するうえで様々な地域の問題が山積していますが、若い世代では、地域活動に参加する人は少ない状況です（図表 11）。

図表 11 本市の地域活動の年齢別参加状況



資料：市民意識調査

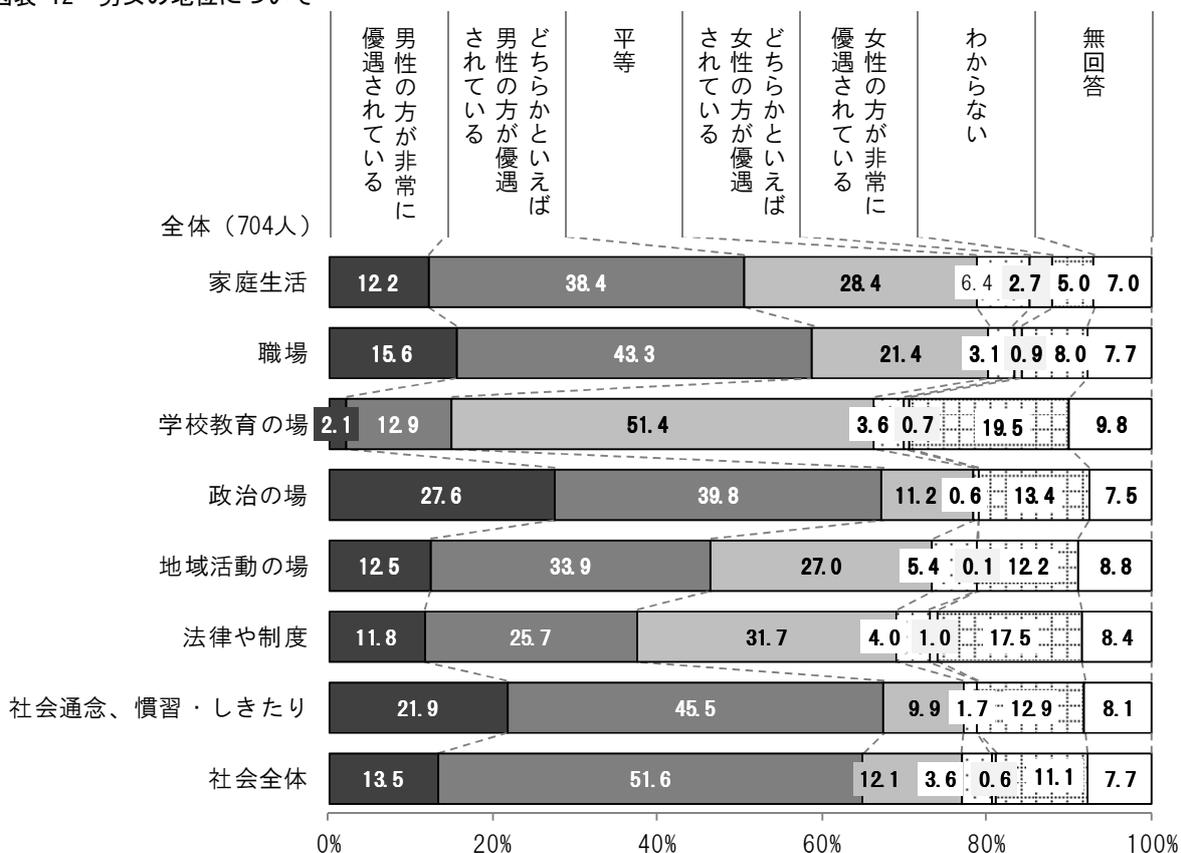
(6) 市民の意識や日常生活の状況

様々な分野で“男性が優遇されている”と回答する市民は少なくありません。

■学校教育の場で約半数が「平等」と回答したほかは、家庭生活、職場、政治の場、地域活動の場、社会通念、慣習・しきたりなどにおける男女の地位について“男性優遇”と回答した市民が多く、「平等」、「女性優遇」などを大きく上回りました（図表 12）。

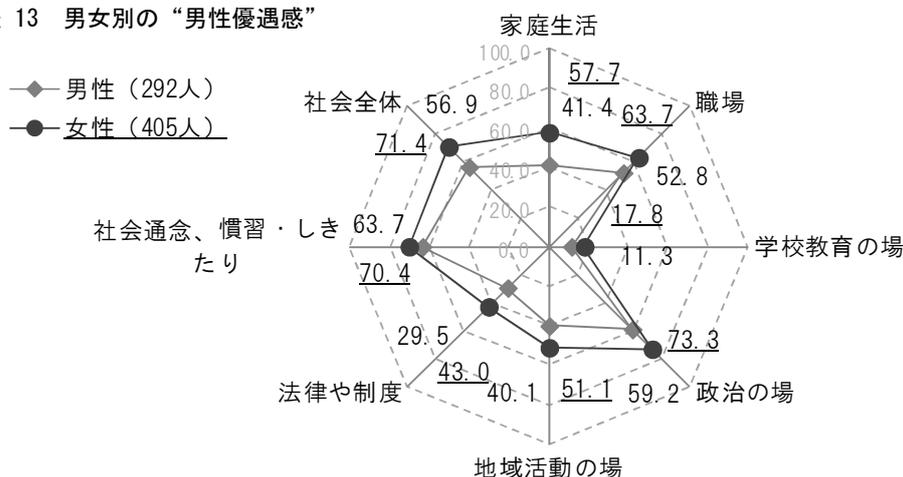
■社会通念、慣習・しきたりや、政治の場では“男性優遇”が男女とも6割を超え、これ以外の分野では、女性が“男性優遇”と回答する比率は男性の回答の割合を大きく超えており、男女の認識の差が見られます（図表 13）。

図表 12 男女の地位について



資料：市民意識調査

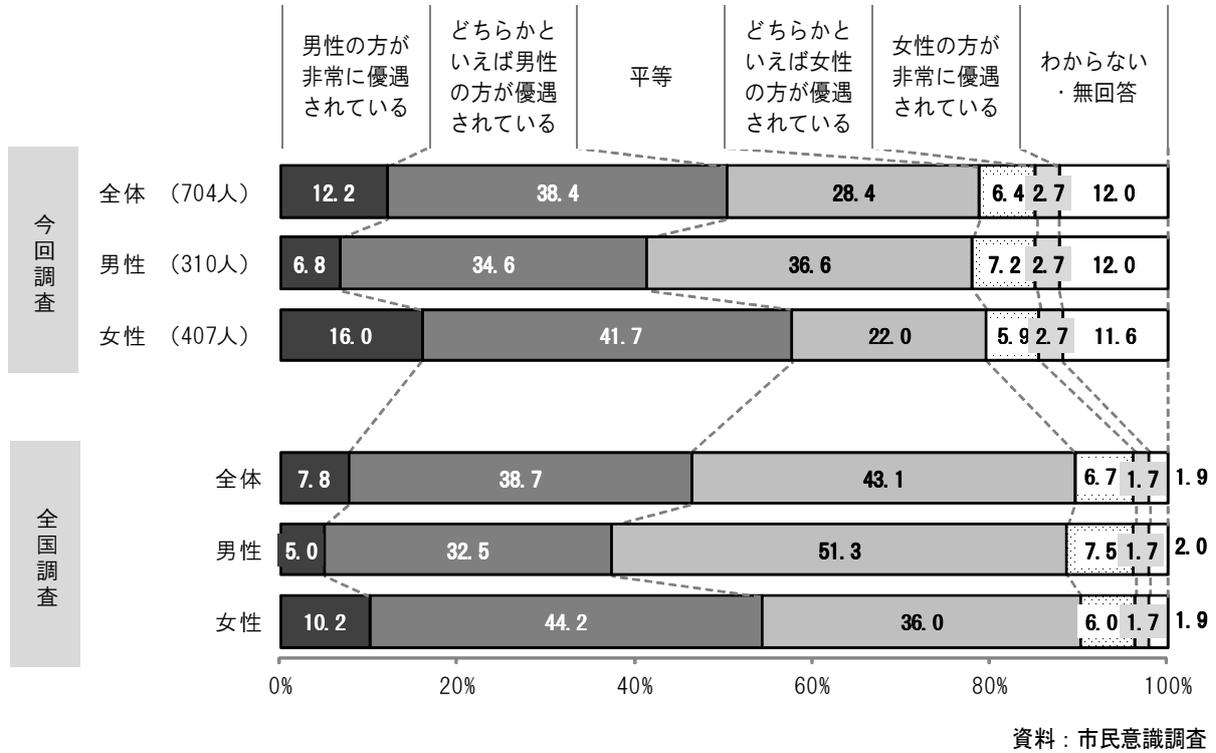
図表 13 男女別の“男性優遇感”



資料：市民意識調査

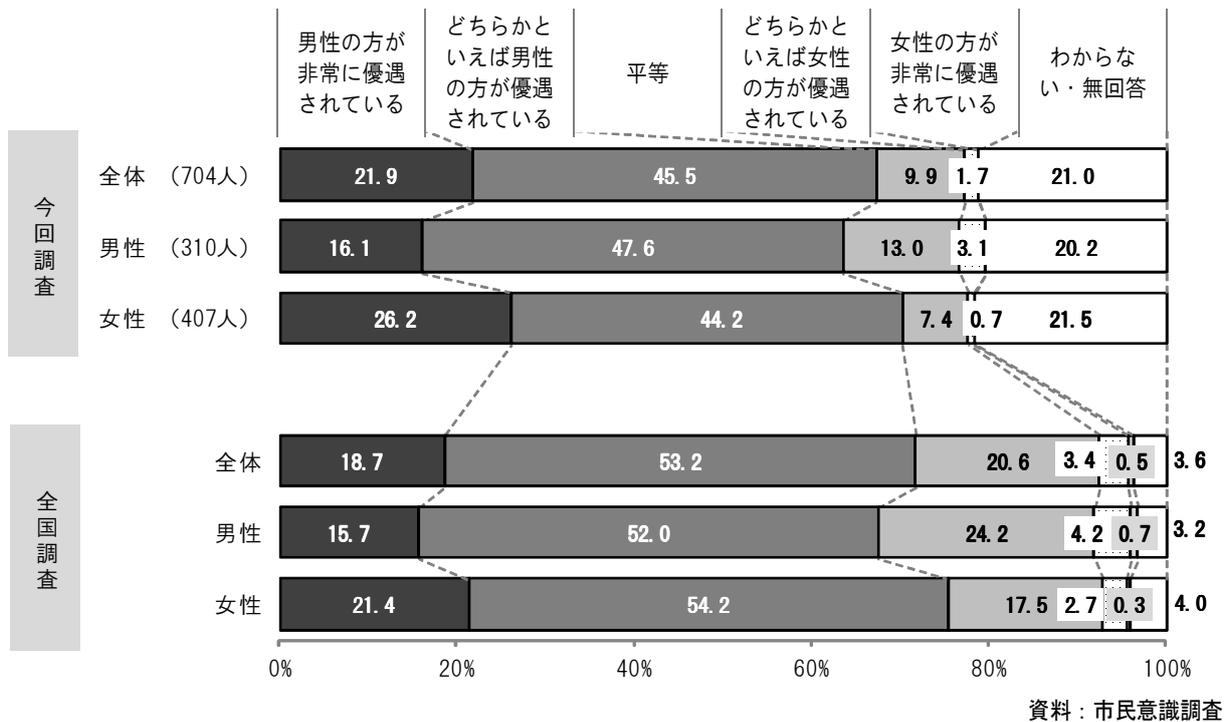
■全国調査（平成 21 年内閣府世論調査）と比較しても、家庭生活、社会通念、慣習・しきたりにおいて本市の「平等」の回答は低い割合です（図表 14、図表 15）。

図表 14 家庭生活における全国調査との比較



男女共同参画社会
を目指す市の現状

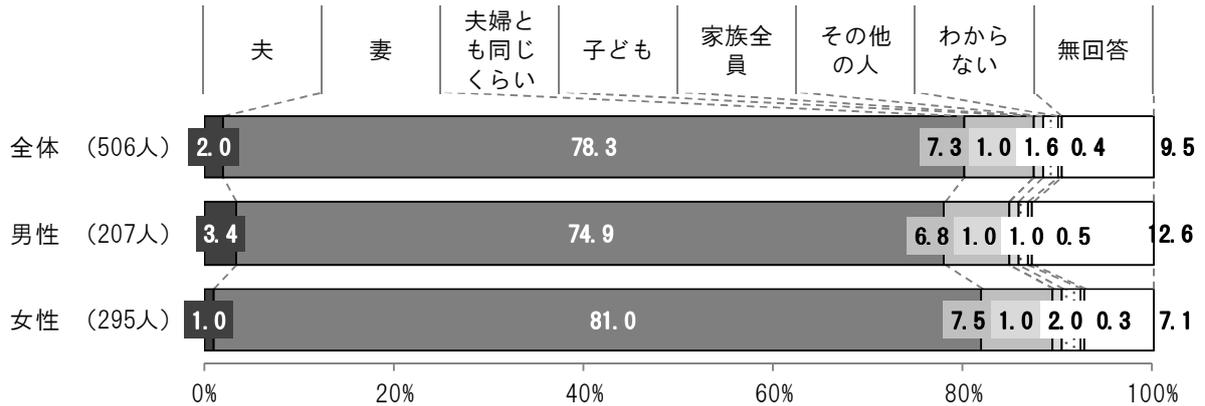
図表 15 社会通念、慣習・しきたりにおける全国調査との比較



様々なところで男女の不平等感が生じる要因が見られます。

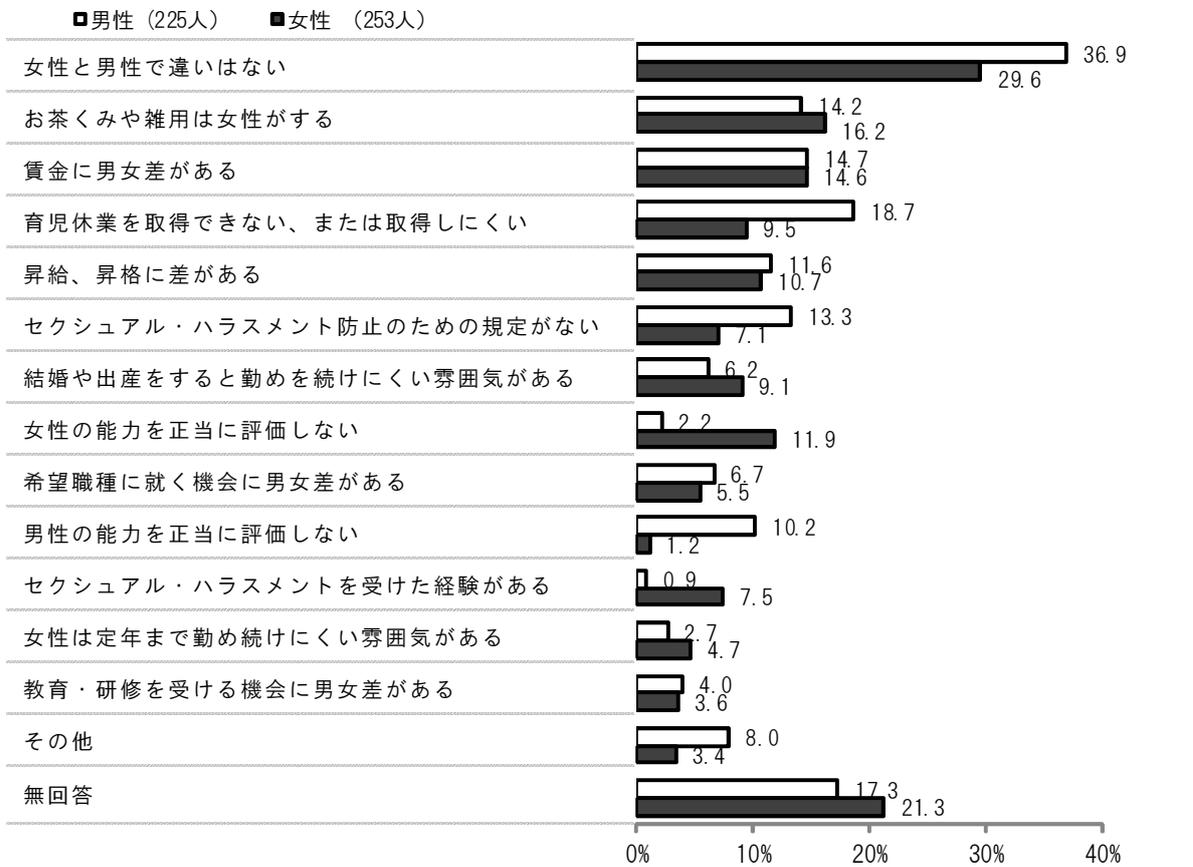
- 家庭では、家事・育児・介護など家庭生活のほとんどは女性が中心です（図表 16）。
- 職場での状況は、「女性と男性で違いはない」という回答が最も多くありましたが、全体の3割にとどまっています。また、男女別の回答ではやや開きがあり、能力評価などでも男女の認識に差が見られます。セクシュアル・ハラスメント*を防止するための規定がない状況も見受けられます（図表 17）。

図表 16 食事のしたくの役割分担



資料：市民意識調査

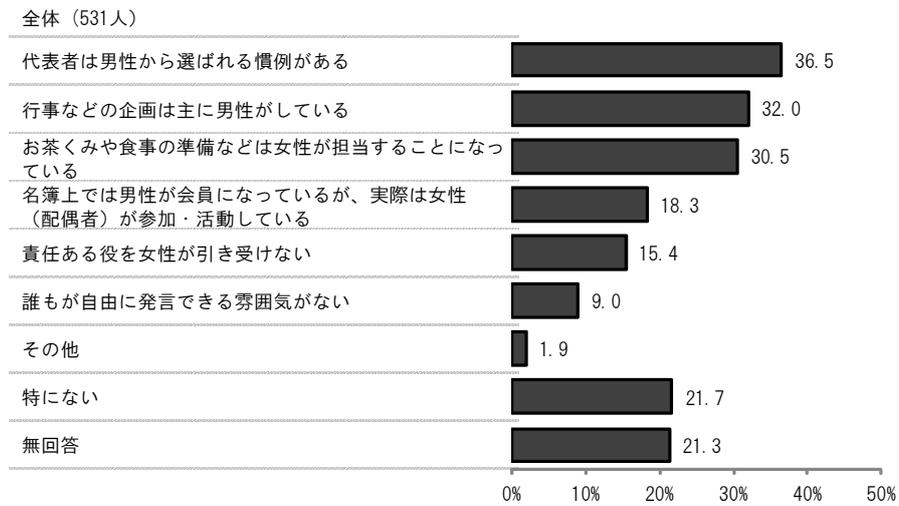
図表 17 職場における男女の状況



資料：市民意識調査

■地域活動の場においては、男性が中心となっている状況があります（図表 18）。

図表 18 地域活動の場の状況

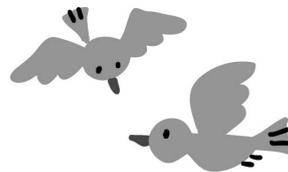
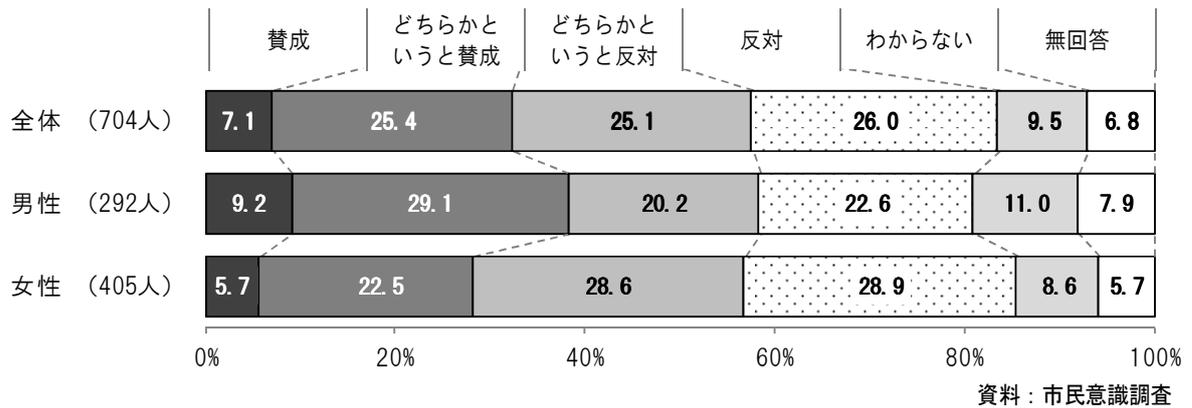


資料：市民意識調査

固定的な性別役割分担*意識が男女の人権を阻害しています。

■ “夫は外で働き妻は家庭を守るべき” という固定観念は、「男女の固定的な役割分担意識」につながります（図表 19）。市民の半数以上がこの考えに“反対”と答えており、“賛成”の人を大きく上回っています。男女別でもそれぞれ“反対”が“賛成”を上回っていて、固定的な性別役割分担意識についてやや変化が見られますが、男女それぞれを比較すると認識に差があることがわかります。

図表 19 「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」についてどう思いますか

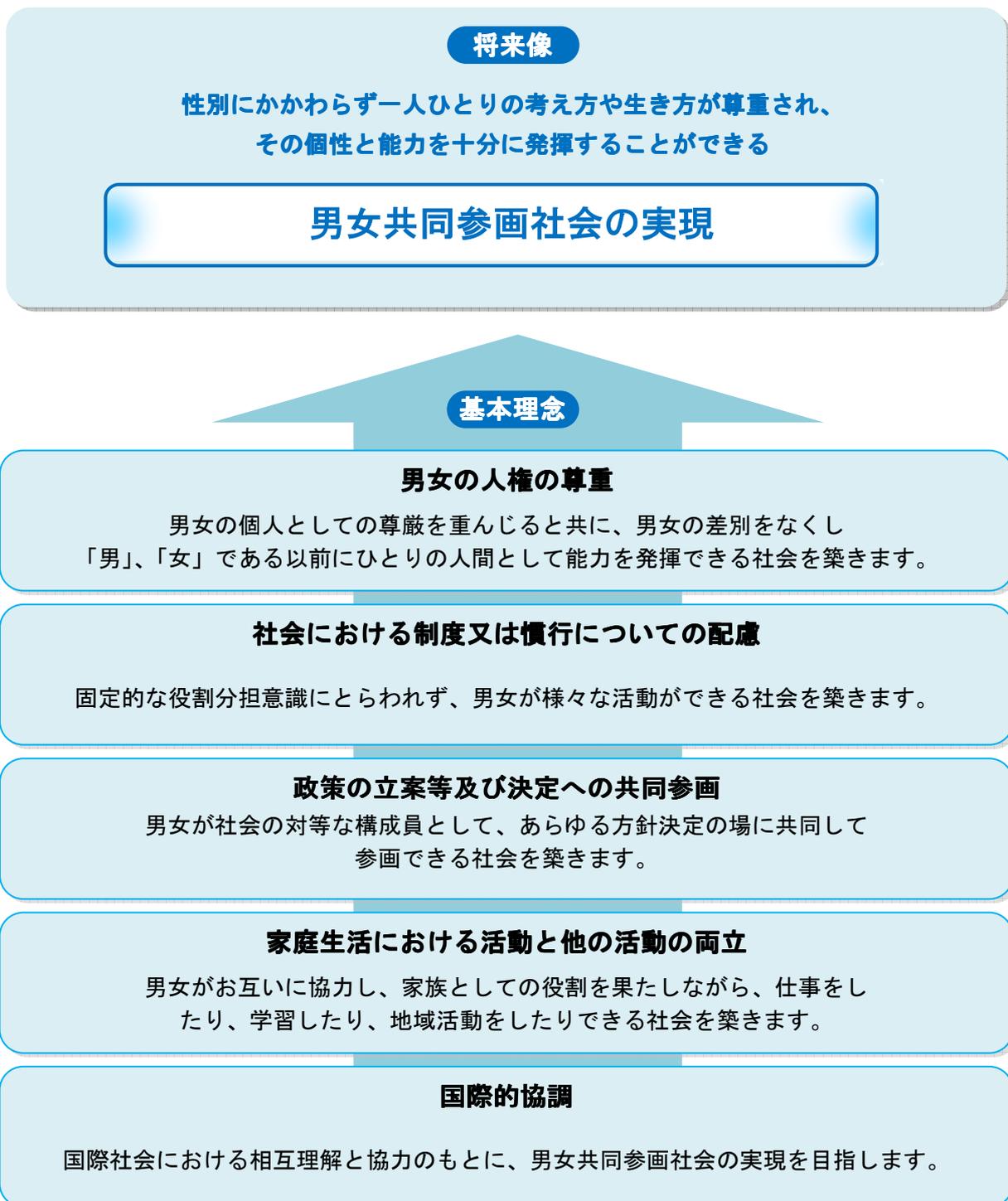


3

計画が目指す方向

本計画は、基本法を踏まえ、次の5つの「基本理念」を定め「将来像」を目指します。また、これを実現するために4つの「基本目標」、13の「施策目標」及び32の「施策」を体系化しました。

(1) 将来像・基本理念

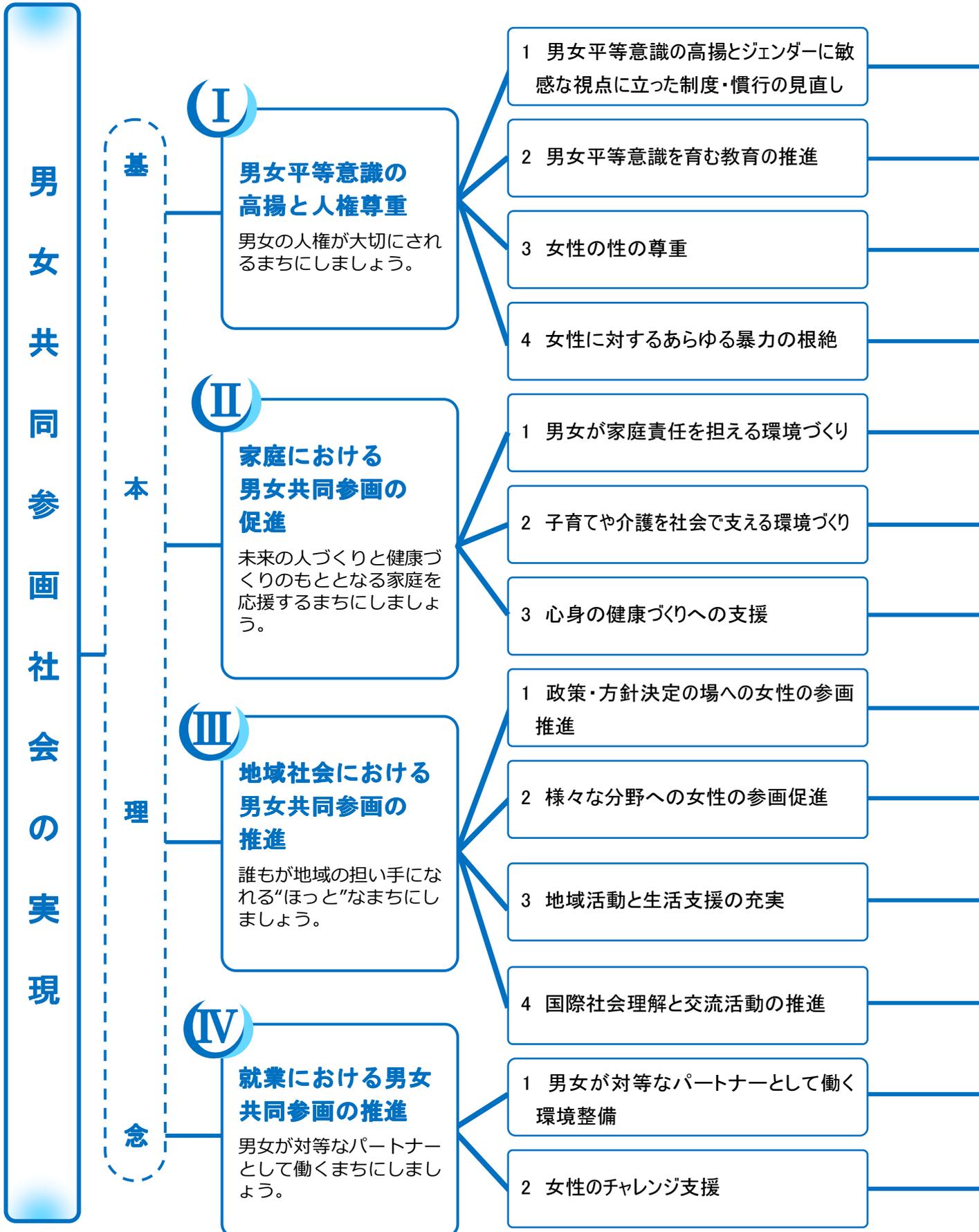


(2) 施策の体系

将来像

基本目標

施策目標



施策

- (1)家庭・地域・事業所へ向けた男女平等・男女共同参画の意識づくり (23p)
- (2)意識改革のための広報、啓発活動の推進 **重点1** (23p)
- (3)市職員研修の充実・強化 **重点5** (24p)

- (1)学校教育等における男女平等教育の推進 (27p)
- (2)家庭における男女平等教育の促進 (27p)
- (3)男女平等の視点に立った社会教育の推進 **重点1** (28p)

- (1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進と母子保健の充実 (30p)

- (1)女性に対する暴力の予防と根絶のための啓発 **重点2** (33p)
- (2)被害者支援システムの整備・充実 **重点2** (33p)
- (3)メディアにおける性・暴力表現への対応 (34p)

- (1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 **重点4** (39p)
- (2)家事・育児・介護における男女共同参画の促進 (39p)

- (1)子育てにかかわる多様なサービスの提供と支援 **重点4** (42p)
- (2)介護にかかわる多様なサービスの提供と支援 **重点4** (43p)

- (1)生涯を通じた健康づくりの推進 (46p)
- (2)生涯にわたるスポーツ活動の推進 (46p)

- (1)各種審議会等への女性の参画推進 **重点3** (50p)
- (2)女性の市政参画の促進 (50p)

- (1)地域活動における男女共同参画の促進 (53p)
- (2)防災における女性参画の推進 **重点3** (53p)
- (3)農業等における男女共同参画の推進 (54p)

- (1)高齢者・障害者の社会参画の促進 (57p)
- (2)ひとり親家庭などの自立のための相談・支援体制の充実 (57p)
- (3)地域活動の促進 (58p)
- (4)在住外国人への支援 (58p)

- (1)多文化共生と国際理解の推進 (60p)
- (2)国際交流事業の充実 (60p)
- (3)市民の平和への理解と推進 (61p)

- (1)事業所における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進 **重点4** (66p)
- (2)商工自営業者・農業等の従事者の労働条件の向上 (67p)

- (1)女性の人材育成と登用の促進 (72p)
- (2)再就職等への支援と環境整備 (73p)

(3) 重点的な施策

市民意識調査をはじめとする本市の現状から、計画期間中に重点的に推進する施策を以下のとおり設定します。

重点1 男女共同参画に関する正しい理解の普及

男女共同参画の基本的な事項について認知度が低いという市民意識調査結果を踏まえ、男女共同参画社会*の姿を市民に身近なものとして普及するとともに、性別役割分担*意識の解消に向け、啓発・学習の一層の充実を図ります。

重点2 女性に対する暴力の予防と被害者支援の強化

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。女性に対する暴力の根絶に向けて、広く市民に意識啓発を行うとともに、安全・安心な地域づくりに取り組みます。また、庁内体制の強化を図り、暴力被害に遭った市民の総合的、計画的な支援体制整備に取り組みます。

重点3 女性の登用促進

審議会*等女性委員比率30%の目標達成（平成30年度）を目指すとともに、防災や地域活動、社会活動団体における意思決定の場への女性の参画促進を図るため、先進事例の研究も含め、女性の登用を促進するための施策を強化します。

重点4 ワーク・ライフ・バランス*の推進

男女がワーク・ライフ・バランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようしていくためには、それを実現できる環境をつくることが重要です。市民や事業者の仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進め、男性の家庭生活への参画が可能となる環境整備の促進を図るとともに、子育てや介護の支援を強化していきます。また、再就職・起業等にチャレンジする女性への支援を強化します。

重点5 市職員の意識改革と男女共同参画の推進

本計画を推進するためには、施策に携わる市職員の意識が重要です。市が各事業を遂行するにあたって男女共同参画の視点を反映していくことができるように、市職員一人ひとりの意識改革と庁内の体制づくりに総合的、計画的に取り組めます。

4 施策の展開

施策の展開の見方

基本目標

I

男女平等意識の高揚と人権尊重

—男女の人権が大切にされるまちにしましょう。—

施策目標	施策
<p>男女平等意識の高揚とジェンダー¹に敏感な視点に立った制度・慣行の見直し</p>	<p>(1)家庭・地域・事業所へ向けた男女平等・男女共同参画の意識づくり (2)意識改革のための広報、啓発活動の推進 重点1 (3)市職員研修の充実・強化 重点5</p>

指標

項目名	策定時	現状	目標 (平成30年度)
1 「夫は外で働き妻は家庭を守るべき」という考え方に反対（「どちらか」というと反対）も含む）する市民の割合	45.6% <small>(平成19年度市民意識調査)</small>	51.1% <small>(平成24年度市民意識調査)</small>	60.0%

施策目標

1 男女平等意識の高揚とジェンダーに敏感な視点に立った制度・慣行の見直し

現状と課題

- 固定的な性別役割分担に対する意識は、性別や年齢層により差があります。
- 性別役割分担意識は、様々な分野で不平等感を高めています。
- 基本法は地方自治体に対し、男女共同参画社会の形成に配慮するよう定めています。

社会で様々な活動を行う際には、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といわれるように、個人としてではなく性別によって役割を期待されることがよくあります。これは人々がジェンダーにとらわれ、また、それに基づく制度や慣行などがあるためです。

■ 施策(1) 家庭・地域・事業所へ向けた男女平等・男女共同参画の意識づくり

様々な分野における男女間の格差やニーズの違いを把握し、施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画社会を実現するための視点を反映するように努めます。

NO	事業	内容	担当課
1	市民意識調査の実施	定期的に市民意識の状況を把握し、施策の成果を検証する基礎資料とします。	市民生活課
2	市職員意識調査の実施	市職員の意識調査を行い、男女共同参画意識の状況を把握します。	職員課 市民生活課

基本目標の下に位置付けられる施策目標と施策を記載しています。

重点は、重点的な施策を示しています。

この基本目標がどの程度達成されたのかを測るための指標です。

施策目標ごとに市の現状についてポイントを記載しています。

施策ごとに具体的事業と内容、担当課を記載しています。

施策の展開

男女平等意識の高揚と人権尊重

—男女の人権が大切にされるまちにしましょう。—

施策目標

施策

① 男女平等意識の高揚とジェンダー[*]に敏感な視点に立った制度・慣行の見直し	(1)家庭・地域・事業所へ向けた男女平等・男女共同参画の意識づくり (2)意識改革のための広報、啓発活動の推進 重点1 (3)市職員研修の充実・強化 重点5
② 男女平等意識を育む教育の推進	(1)学校教育等における男女平等教育の推進 (2)家庭における男女平等教育の促進 (3)男女平等の視点に立った社会教育の推進 重点1
③ 女性の性の尊重	(1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ [*] の理解の促進と母子保健の充実
④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性に対する暴力の予防と根絶のための啓発 重点2 (2)被害者支援システムの整備・充実 重点2 (3)メディアにおける性・暴力表現への対応

指標

項目名		策定時	現状	目標 (平成30年度)
1	「夫は外で働き妻は家庭を守るべき」という考え方に反対(「どちらかという反対」も含む)する市民の割合	45.6% (平成19年度)	51.1% (平成24年度)	60.0%
2	社会通念、慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている市民の割合	9.6% (平成19年度)	9.9% (平成24年度)	15.0%
3	「隠れたカリキュラム [*] 」の点検	なし (平成20年度)	なし (平成24年度)	調査結果の公表
4	男女共同参画関連の出前講座開催回数	1回 (平成20年度)	0回 (平成24年度)	3回
5	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの言葉の周知度	4.3% (平成19年度)	4.1% (平成24年度)	20.0%
6	DV [*] 対策基本計画の策定	なし (平成20年度)	なし (平成24年度)	策定検討

男女平等意識の高揚とジェンダー*に敏感な視点に 立った制度・慣行の見直し

現状と課題

- 固定的な性別役割分担*に対する意識は、性別や年齢層により差があります。
- 性別役割分担意識は、様々な分野で不平等感を高めています。
- 基本法は地方自治体に対し、男女共同参画社会*の形成に配慮するよう定めています。

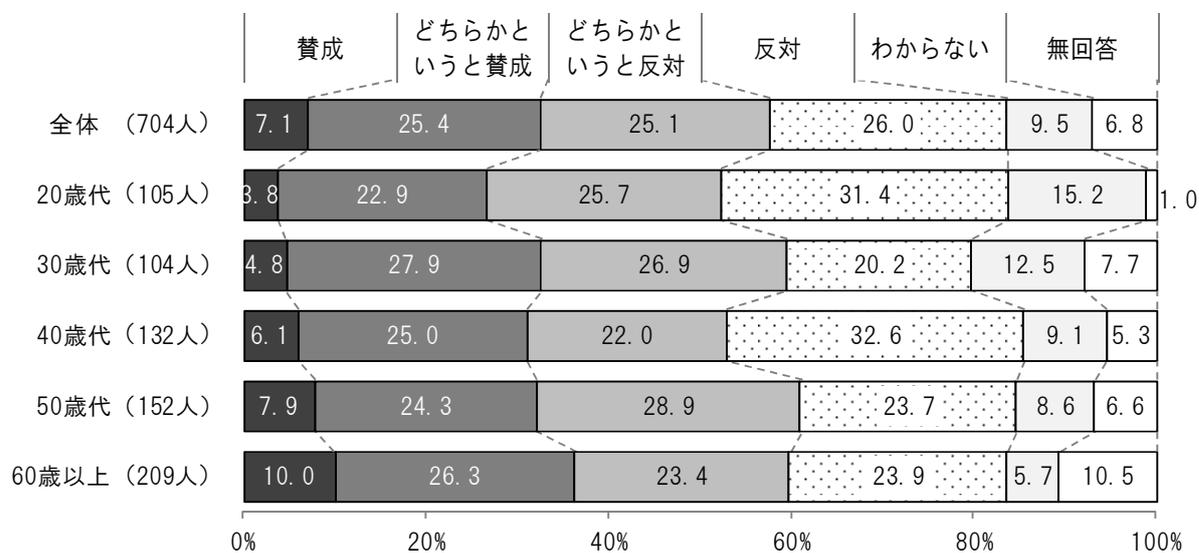
社会で様々な活動を行う際には、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といわれるように、個人としてではなく性別によって役割を期待されることがよくあります。これは人々がジェンダーにとらわれ、また、それに基づく制度や慣行などがあるためです。

本市では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について、“反対”（51.1%）が“賛成”（32.5%）を大きく上回り、半数に達しています。（P14 図表 19）。しかしながら、固定的な性別役割分担意識について、“賛成”とする回答が 20 歳代では 26.7%、30 歳代では 32.7%存在することから若い世代の中でも固定的な性別役割分担意識が見受けられます（図表 20）。

また、全国と比べると、本市は社会通念、慣習・しきたりにおいて「平等」と回答した割合が低い（P11 図表 15）ことから、家庭、地域、学校、職場、市の政策などあらゆる場面での制度や慣行をジェンダーの視点で見直す必要があります。

なお、基本法第 4 条では、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮することを求めています。また、基本法第 15 条では男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たって、男女共同参画社会の形成への配慮を求めており、市の施策の様々な場面で配慮することが重要です。

図表 20 “夫は外で働き妻は家庭を守るべきである”について（年齢別）



資料：市民意識調査

図表 21 基本法第4条及び第15条

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

■ 施策(1) 家庭・地域・事業所へ向けた男女平等・男女共同参画の意識づくり

様々な分野における男女間の格差やニーズ*の違いを把握し、施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画社会*を実現するための視点を反映するように努めます。

NO	事業	内容	担当課
1	市民意識調査の実施	定期的に市民意識の状況を把握し、施策の成果を検証する基礎資料とします。	市民生活課
2	市職員意識調査の実施	市職員の意識調査を行い、男女共同参画意識の状況を把握します。	職員課 市民生活課

■ 施策(2) 意識改革のための広報、啓発活動の推進 **重点1**

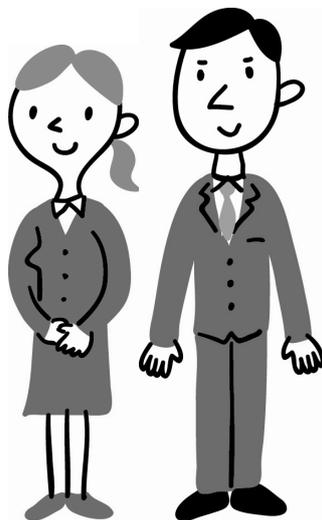
男女共同参画社会やジェンダー*について正しい知識を普及させるため、市民にわかりやすい啓発と情報提供に努めます。

NO	事業	内容	担当課
3	差別的表現の改善	男女の差別的な表現の改善に向けて、表現基準を作成・運用し、広報などメディアによる情報発信に生かします。	市民生活課
4	市民への周知・啓発	広報やホームページなどでの男女共同参画関連情報掲載による市民に周知や身近なテーマでの講座開催による啓発を行います。	
5	市職員への周知・啓発	庁内報の充実や、男女共同参画に係る各種統計データの公表による市職員への意識啓発を強化します。	

■ 施策(3) 市職員研修の充実・強化 重点5

すべての市職員がジェンダー^{*}に敏感な視点で業務にあたることができるよう、市職員の意識を高めます。

NO	事業	内容	担当課
6	新採用職員研修の実施	市役所、学校、幼稚園、保育所において、男女共同参画に関する研修を実施し、職員の意識向上を図ります。	職員課
7	職員研修の実施		職員課 市民生活課
8	保育士研修の実施		こども課
9	教職員研修の実施		学校教育課



男女平等意識を育む教育の推進

現状と課題

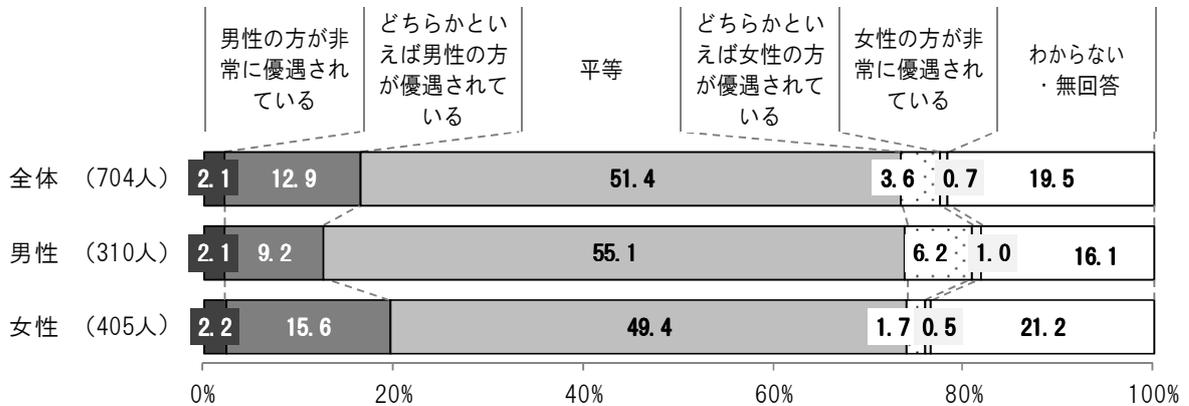
- 学校生活は比較的男女平等が進んでいますが、気付かない不平等が心配です。
- 男女共同参画の基本的知識が市民に伝わっていません。

学校教育の場においては、「平等」と回答する市民の割合は5割を超えています。この結果は、他の分野に比べると高い割合ではありますが、学校生活の中で無意識のうちに言葉や男女の役割分担が決められていること（「隠れたカリキュラム*」といわれる。）があるとされています。

一方、男女共同参画に関する用語は市民への周知度が低いものが多く、「ジェンダー*」「ワーク・ライフ・バランス*」「男女共同参画社会基本法*」の周知度を見ると、いずれも2割に達していない状況です。

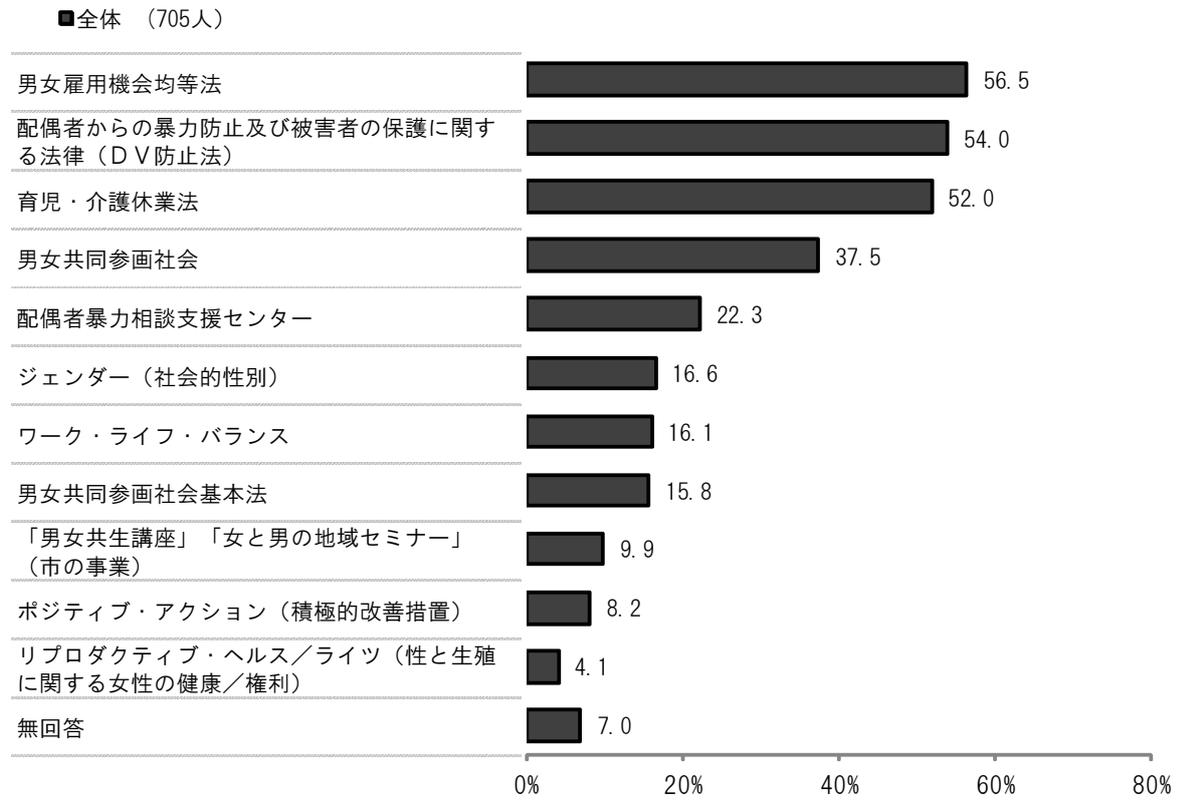
市民の学習機会としては生涯学習がありますが、行政が役割を担う社会教育において、男女共同参画に関する学習機会が確立されていないのが現状です。

図表 22 学校教育の場における男女の地位



資料：市民意識調査

図表 23 男女共同参画に関する用語の周知度



資料：市民意識調査



■ 施策(1) 学校教育等における男女平等教育の推進

子どもの発達段階に応じ、人権尊重や男女平等の精神を高める学習と、個性や能力を重視した教育を推進します。

NO	事業	内容	担当課
10	人権教育の充実	様々な体験活動を通して豊かな人間性や社会性を育成していくとともに、隠れたカリキュラム*の点検・見直しに取り組み、男女共同参画の視点に立った教育環境づくりに取り組みます。	学校教育課
11	男女混合名簿*の導入		

■ 施策(2) 家庭における男女平等教育の促進

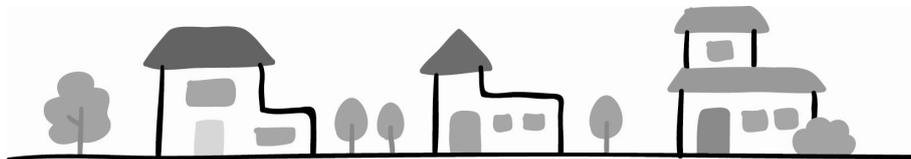
しつけや生活習慣の形成過程で男女平等意識が育まれるよう、男女共同参画の視点を反映した子育てを支援します。

NO	事業	内容	担当課
12	家庭教育学級の開催	入園前の子どもと保護者に対し、男女共同参画の視点からの子育てセミナー等を開催します。	中央公民館
13	子育てひろばの開催	保護者自身の性別役割分担*意識の改革により、家庭内での子どもの個性を大切にされた子育てを推進します。	こども課 市民生活課
14	人権教育の充実（再掲）	園児・児童・生徒の保護者に対し、家庭において男女共同参画意識を育てる子育ての学習会を開催します。	学校教育課
15	幼稚園・保育所保護者向け子育て学習会の開催		こども課

■ 施策(3) 男女平等の視点に立った社会教育の推進 重点1

市民生活に身近なテーマを導入するなど、親しみやすい男女共同参画に関する学習機会を提供します。

NO	事業	内容	担当課
16	人権教育講座の開催	市民を対象とし、男女共同参画や人権にかかわる様々なテーマで講座やセミナーを実施します。	生涯学習課
17	男女共生講座の開催		市民生活課
18	男性向け講座の開催		
19	関連図書読書の推進	図書館において関連資料や雑誌など最新の男女共同参画関連情報を提供します。	渋川市立図書館



現状と課題

- 男女が互いに性を尊重できるよう理解を深める必要があります。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*について、市民が理解を深める必要があります。
- 女性のライフスタイル*の多様化により、子どもを安心して産み育てられる保健環境の整備が重要となっています。

女性も男性も各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会*の形成にあたっての前提です。子どもを産む、産まない、いつ何人産むか、安全で満足のある性生活、子どもを健康に産み育てるなど、女性自らが選び、決定できることが権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）として尊重されなければなりません。

近年は働く女性の増加や婚姻年齢・出産年齢の上昇など女性のライフスタイルが多様化しており、子どもを安心して産み育てられる保健医療環境の整備がますます重要となっています。

一方、性行動が低年齢化しており、性の逸脱行為などは社会問題となっています。



■ 施策(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の理解の促進と母子保健の充実

男女が互いに性を理解し、尊重しあえるようリプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解の促進を図るとともに、児童・生徒の発達段階に応じた性知識、生命尊重や男女平等の意識、性に関して自ら考え判断する能力を育てます。また、妊娠、出産期における健康管理を支援し、安心して妊娠・出産できる環境整備に努めます。

NO	事業	内容	担当課
20	妊婦健康診査への助成	妊娠中の異常の早期発見・早期治療のため対象者に経済的な助成を行い、安心して妊娠・出産ができるよう支援します。	健康管理課
21	妊産婦・新生児訪問指導の実施	妊婦訪問や新生児訪問指導により妊娠・出産期の相談体制を充実します。	
22	不妊治療への助成	不妊治療中の女性に対し、安心して治療を継続できるよう、経済的負担を軽減し、妊娠につながるよう支援します。	
23	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の周知・理解促進	広報などにより、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の言葉の周知を図ります。	市民生活課
24	性に関する指導の充実	学校における保健、道徳、特別活動等の学習の中で、エイズ教育や正しい性に関する教育を推進します。	学校教育課
25	思春期 心と体の健康相談の実施	思春期の心と体の健康相談を行い、思春期における不安や悩みの解消を図ります。	健康管理課

現状と課題

- 女性の暴力被害は深刻な問題となっています。
- 暴力の被害を受けても、第三者に相談しない（できない）女性も少なくありません。
- 女性の人権を侵害している性的な表現が見受けられます。

平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が成立し、平成 16 年には「配偶者からの暴力」の定義の拡大、被害者の保護の強化などが盛り込まれた改正がされ、その後、平成 19 年には配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策に関する基本計画の策定を市町村の努力義務とするなどを定めた一部改正が行われました。

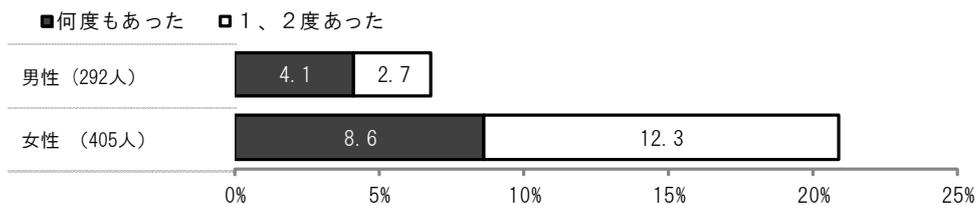
内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（平成 23 年）では、“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかを 1 つでも受けたことが「何度もあった」という人は女性で 10.6%、男性で 3.3%となっています。

市民意識調査によると、本市の女性では、恋人や配偶者からの身体的・精神的・性的・経済的な暴力を受けた経験について、「1、2 度あった」が 12.3%、「何度もあった」が 8.6%となっており、女性の暴力被害は深刻な問題となっています（図表 24）。また、このような暴力被害に遭った女性の相談先は、家族や友人に相談する人が多数となっており、公的機関を利用する人はわずかです。被害に遭っても「相談しなかった」（24.1%）「相談しようと思わなかった」（18.4%）とする女性も少なくありません（図表 25）。その理由は、「自分さえ我慢すれば、このままなんとかやっていくことができる」「相談しても無駄」「相談するほどのことではない」が主にあげられますが、このほか「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかった」「恥ずかしい」が多くなっています（図表 26）。

これは“女性に対する暴力は犯罪であり、重大な人権侵害である”という社会的な認識が浸透していないことにも起因していると思われます。

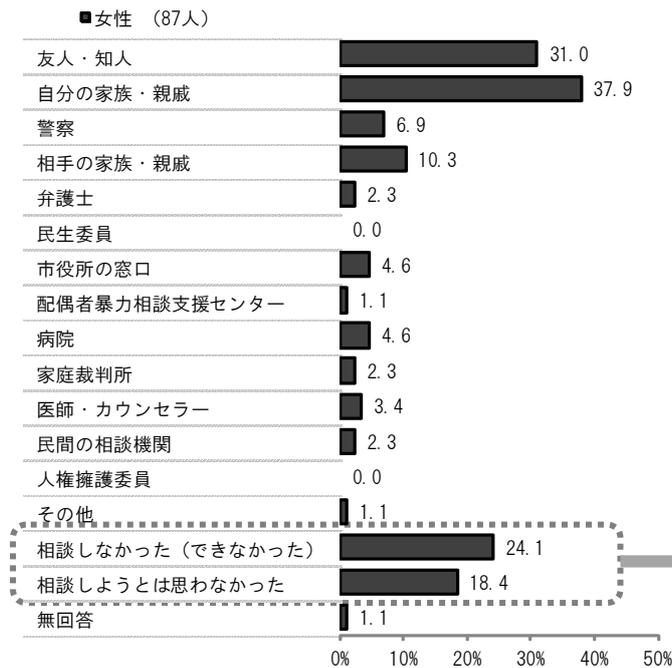
また、情報化の進展に伴い、メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は増大していますが、性別に基づく固定観念にとらわれた表現や、女性の性的側面のみを強調する表現が少なからず見受けられます。

図表 24 配偶者や恋人から暴力を受けた経験

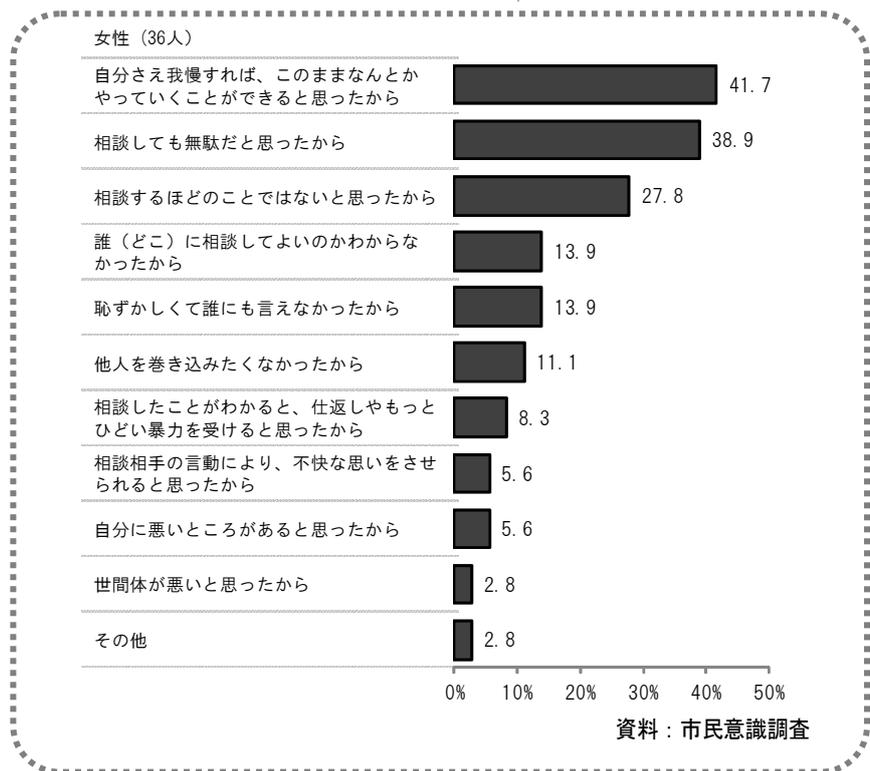


資料：市民意識調査

図表 25 暴力を受けた時の相談先



図表 26 相談しない理由



資料：市民意識調査

■ 施策(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための啓発 重点2

女性に対する暴力の予防と根絶に向けて啓発を行うとともに、二次被害を防止するために被害者と接することになる関係者への啓発や研修を行います。

NO	事業	内容	担当課
26	女性に対する暴力防止関係者研修会の実施	研修会の開催やDV*防止月間における学習会等により、関係職員等の資質の向上を図ります。	市民生活課
27	市民への周知・啓発(再掲)	女性に対する暴力を許さない人権尊重社会の形成について広報等を通じて啓発します。	

■ 施策(2) 被害者支援システムの整備・充実 重点2

相談窓口の周知を図るとともに、暴力に遭った市民が相談しやすい体制をつくります。また、本市の実情に合わせ、DV防止、被害者の保護から自立支援に至るまでの施策を総合的に講じるための方針を定めます。

NO	事業	内容	担当課
28	DV対策基本計画の策定	女性に対する暴力に対処する法制度など必要な情報を的確に提供するとともに、関係機関の連携を強化し、暴力に悩む女性への総合的な支援に取り組みます。	市民生活課
29	要保護児童対策地域協議会による連携	子どもの虐待防止にとどまらず、支援を要するすべての子どもを視野に入れ、情報交換や必要な支援等の協議を行います。	こども課
30	家庭児童相談員による相談の実施	DV被害者と子どもの安全確保に向けて専門的な相談を行います。	
31	ハラスメント相談体制の充実	職場におけるセクシュアル・ハラスメント*等に対する相談体制を整備し、性差等による差別のない健全な職場環境を確保します。	職員課 市民生活課

■ 施策(3) メディアにおける性・暴力表現への対応

メディアなどによる女性の人権侵害を防ぐため、性別に基づく固定観念にとらわれた表現や女性の性的側面のみを強調する表現の問題について啓発するとともに、青少年の健全育成に向け、地域の環境浄化活動を推進します。

NO	事業	内容	担当課
32	メディアにおける女性の人権尊重の啓発	女性の人権侵害を防ぐため、性の商品化問題について広報等を通じて啓発します。	市民生活課
33	青少年の健全育成（地域環境調査・街頭補導巡視の実施）	定期的に青少年の健全育成に有害な施設・自動販売機等の所在を調査し、地域の健全な環境を守ります。	生涯学習課



家庭における男女共同参画の促進

—未来の人づくりと健康づくりのもととなる家庭を応援するまちにしましょう。—

施策目標

施策

① 男女が家庭責任を担える環境づくり	(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の推進 重点4 (2)家事・育児・介護における男女共同参画の促進
② 子育てや介護を社会で支える環境づくり	(1)子育てにかかわる多様なサービスの提供と支援 重点4 (2)介護にかかわる多様なサービスの提供と支援 重点4
③ 心身の健康づくりへの支援	(1)生涯を通じた健康づくりの推進 (2)生涯にわたるスポーツ活動の推進

指標

項目名		策定時	現状	目標 (平成30年度)
7	家庭生活において男女平等であると感じている市民の割合	22.7% (平成19年度)	28.4% (平成24年度)	35.0%
8	ファミリー・サポート・センター* 会員数	393人 (平成19年度)	1,009人 (平成24年度)	1,000人
9	乳がん・子宮頸がん・前立腺がん 検診受診率	乳がん：20.9% 子宮頸がん：22.1% 前立腺がん：17.9% (平成19年度)	乳がん：26.3% 子宮頸がん：26.7% 前立腺がん：24.1% (平成24年度)	乳がん：50.0% 子宮頸がん：50.0% 前立腺がん：50.0%

男女が家庭責任を担える環境づくり

現状と課題

- 家庭の仕事分担のほとんどを女性が担っているのが現実です。共働きの女性にも負担が大変重くなっています。
- 女性はパートナー（配偶者）に仕事と家事・育児など家庭生活の両立を望んでいますが、現実では男性は仕事や自分の活動が優先されている状況がうかがえます。
- 子育て世代の父親も仕事が忙しい状況が見られます。

男女がともに社会の活動を担っていくためには、家庭生活を共有し、家族としての責任を果たすことも重要です。

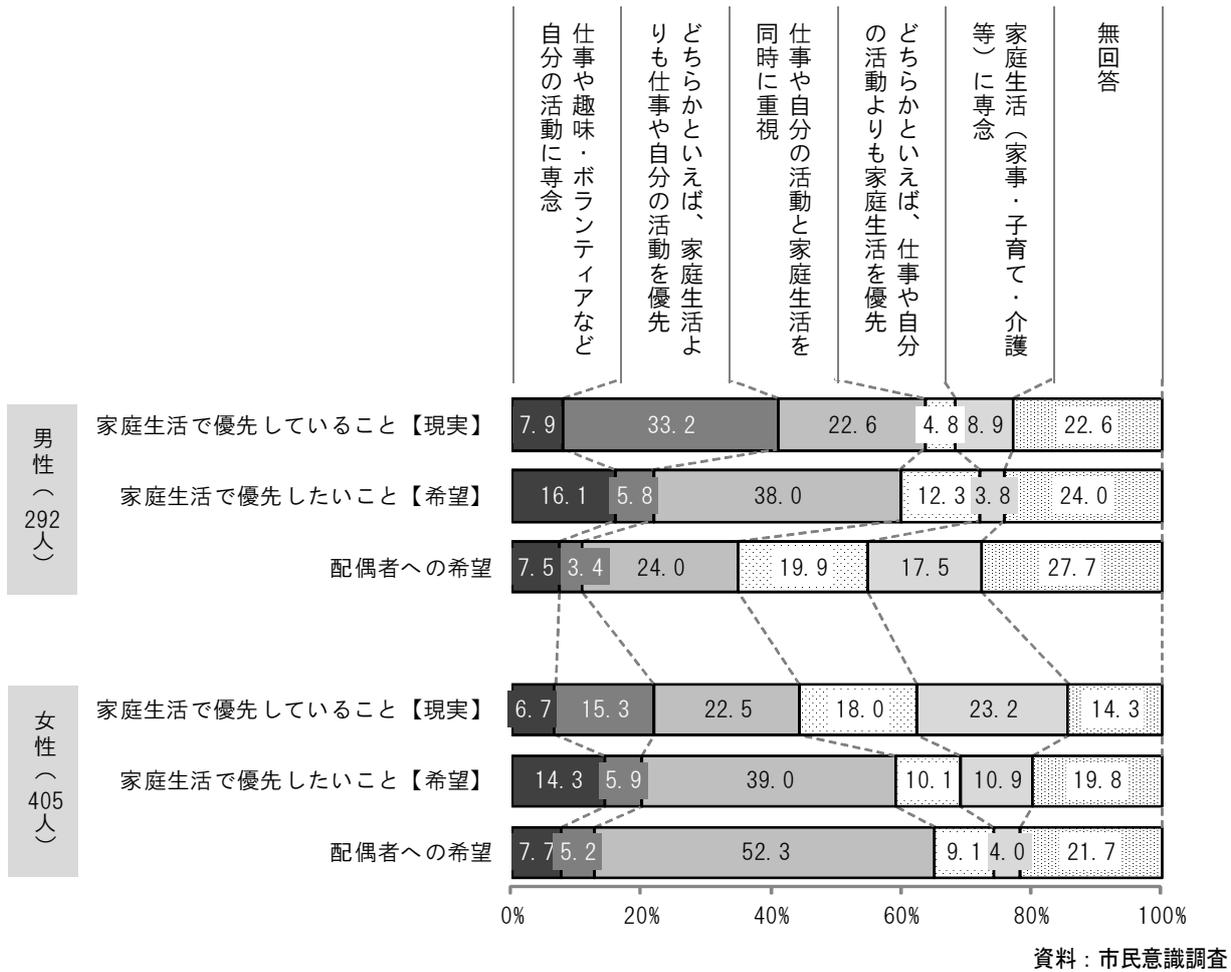
しかしながら、市民意識調査によると、家庭生活で優先することの現実と希望についての女性の回答は、現実では“仕事と生活の両立”と“家庭優先”が拮抗していますが、希望では“仕事と生活の両立”が圧倒的多数です。

男性は、希望では女性と同様に“仕事と生活の両立”と答えているものの、現実には“仕事や自分の活動優先”となっている傾向です。このほか、4割近い男性が配偶者に対し“家庭優先”を望んでおり、ここでも女性は家庭を重視すべきという男性の潜在的な意識がうかがわれます（図表 27）。

また、家庭生活における役割分担を見ると、食事のしたく、育児・しつけは、共働き、準共働き家庭（区分は資料編参照）を問わず「妻」の役割に大きな違いはみられません。看護・介護でも「妻」の役割は、共働き家庭と準共働き家庭が非共働き家庭を上回るなど、共働き家庭における女性の負担が重いことがうかがえます（図表 28）。

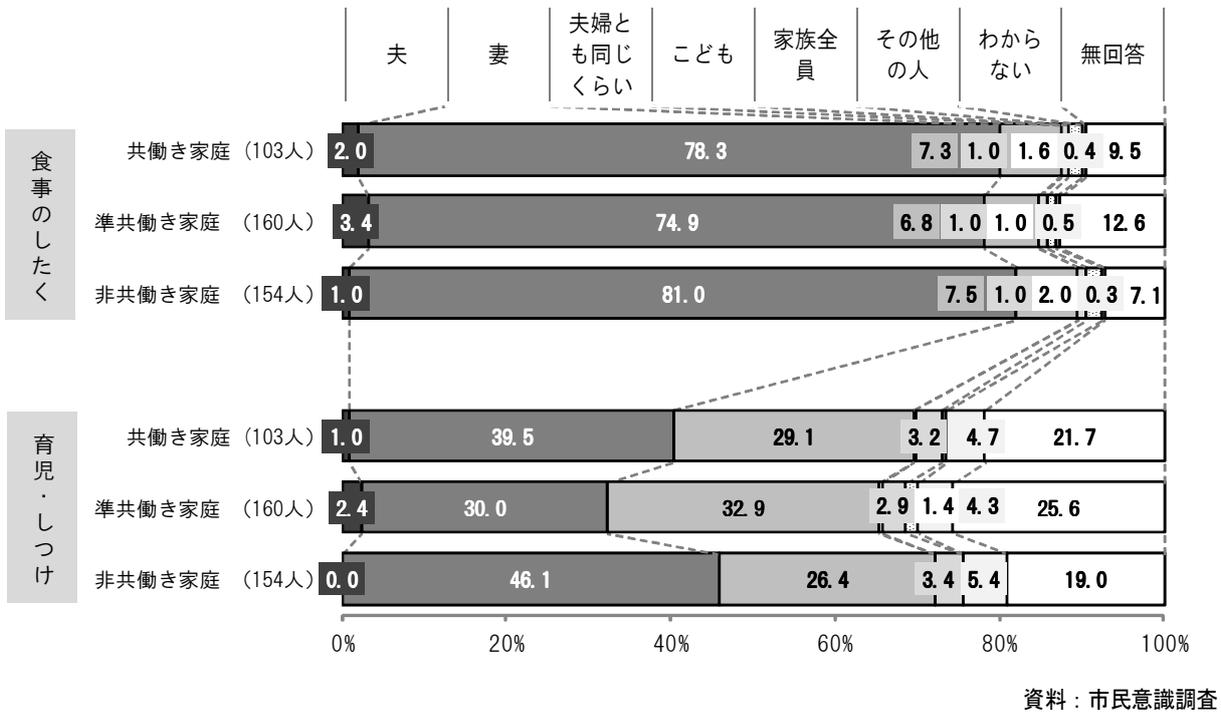
一方で、30歳代男性の長時間労働（週 60 時間以上）は顕著です。“週 35～59 時間”をみても、20歳代、40歳代男性が 70%以上であり、20歳代女性では 62.9%、30歳代女性でも 44.7%にのびります。このことから、長い労働時間が、男女で家庭責任を担うことを難しくしていると考えられます（図表 29）。

図表 27 家庭生活で優先すること

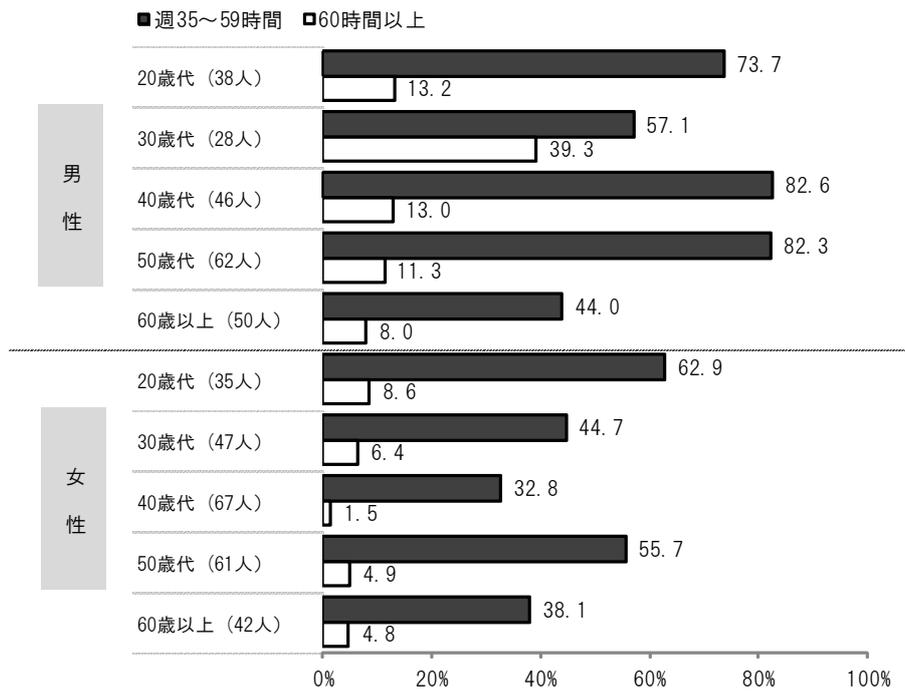


施策の展開
基本目標 II

図表 28 家庭の仕事分担



図表 29 週あたりの平均的な就業時間（年齢別）



資料：市民意識調査



■ 施策(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の推進 重点4

仕事・家庭生活・地域活動の調和を図ることによって、多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努めます。

NO	事業	内容	担当課
34	仕事と子育て両立のためのワーク・ライフ・バランス推進	仕事と家庭生活の調和*を図ることの必要性や取り組みの事例について情報提供します。	こども課
35	ファミリー・フレンドリー企業*に関する情報提供	取り組みの進んでいる企業についての情報提供により、育児・介護休業取得促進を啓発し、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。	商工振興課

■ 施策(2) 家事・育児・介護における男女共同参画の促進

男性が家事、育児や介護など家庭における役割を認識し、男女で家庭責任を担えるよう実践的な講座も含めた啓発を行います。

NO	事業	内容	担当課
36	男性の料理教室の開催	男性が食生活に関心をもち、自分自身の健康を守るための食の自立を支援します。	健康管理課
37	両親学級の開催	主に初妊婦とパートナーを対象に、夫婦（男女）で担う育児の心構えや準備などを伝えます。	
38	すくすく教室の開催	第1子の1歳までの乳児とその親を対象に、夫婦（男女）で育児をすることの大切さや方法を伝えます。	
39	家族介護教室の開催	介護の知識や技術の習得、介護者の健康や病気を正しく理解するための教室、講演会や交流会を行います。	高齢福祉課

現状と課題

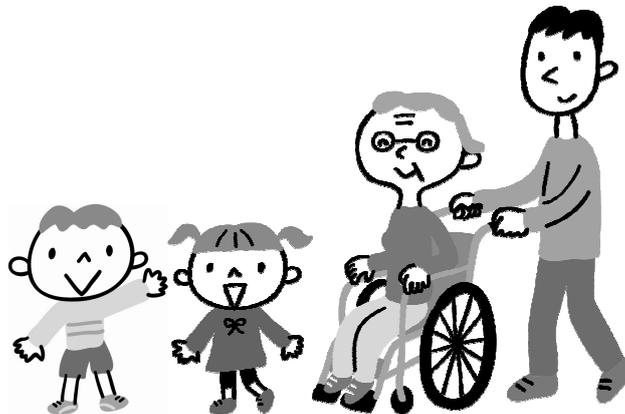
- 核家族化の進展などにより、子育てをする親の負担が重くなっています。
- 看護や介護も、担い手は女性が中心です。
- 女性の社会進出が進み、生き方が多様化しているなか、男女が互いの能力を發揮できるよう、子育てや介護においても多様なサービスの提供や支援が求められています。

核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化などから、子育ての時間的、体力的負担や、精神的不安に悩む母親が増えており、子育ての情報を得たり、相談することができる、あるいは気軽に子どもを預けることができるよう、社会での支援が求められています。

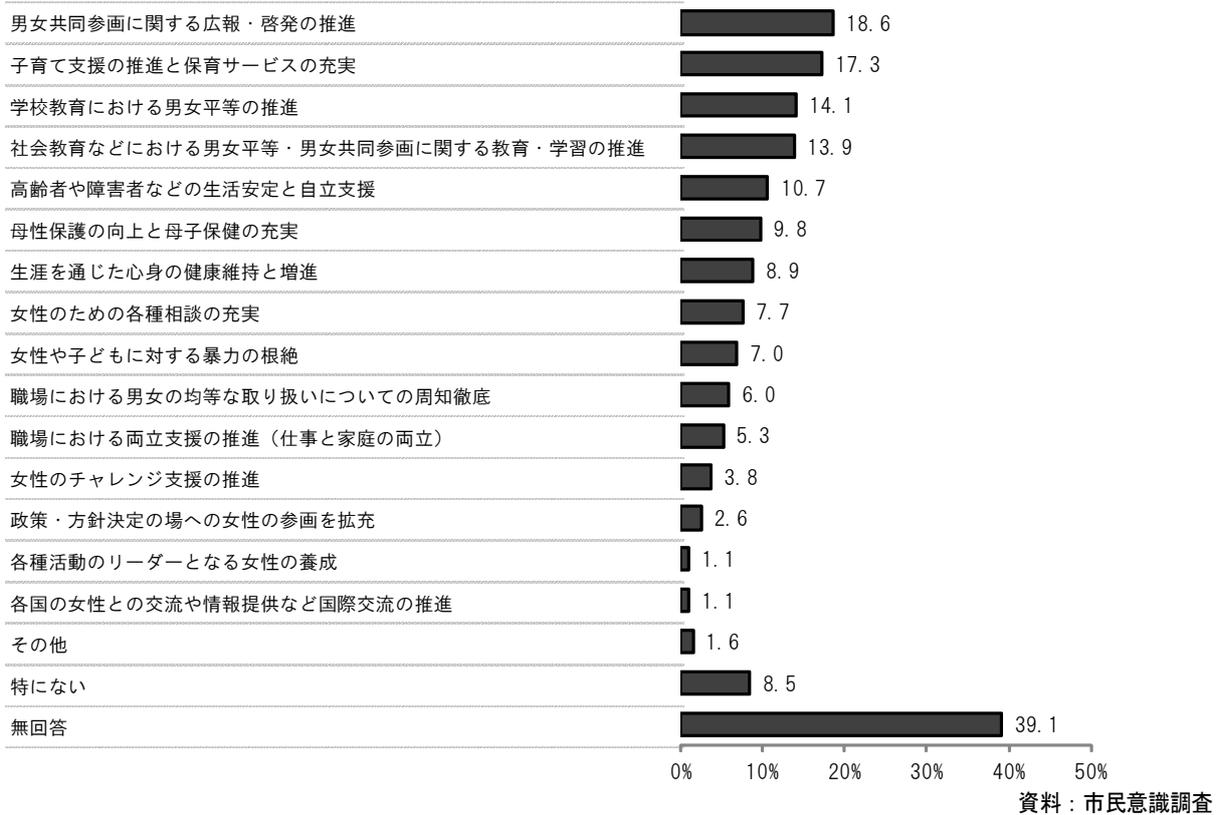
市民意識調査においても、男女共同参画社会*を形成するための施策で取り組みが進んでいることとして、「男女共同参画に関する広報・啓発の推進」が最上位にあげられており、続いて「子育て支援の推進と保育サービスの充実」があげられています（図表 30）。

また、少子高齢化が進んでいることにより、介護への不安や負担増に対し、高齢者や障害者が安定し、自立した生活ができるよう社会の支援体制の整備が望まれています（図表 31）。

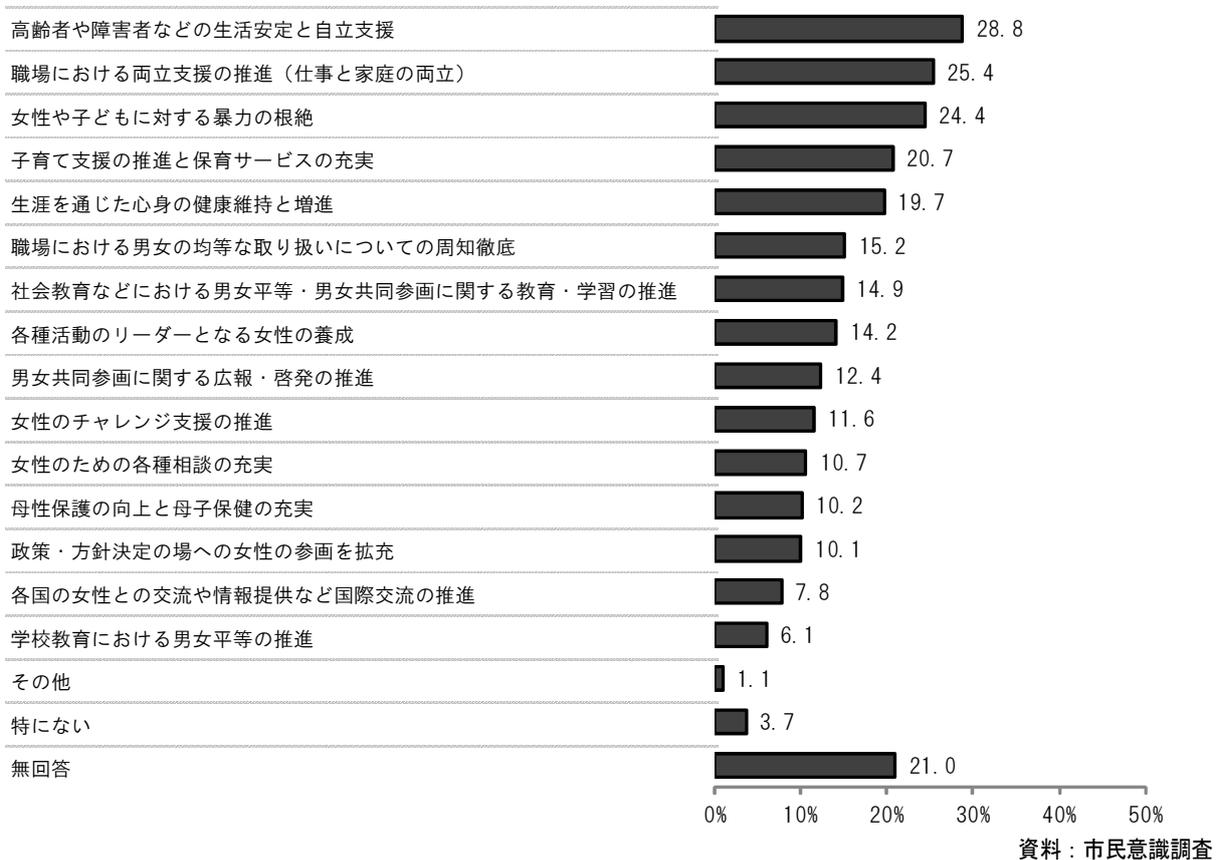
男女が共に互いの能力を發揮できるよう、社会全体へ男女共同参加に関する意識を浸透させていくとともに、家族・地域・社会で支えあう環境づくりが必要です。



図表 30 男女共同参画社会*を形成するための市の施策（取り組みが進んでいると思うこと）
全体（704人）



図表 31 男女共同参画社会を目指すための市の施策（これから必要だと思うこと）
全体（704人）



■ 施策(1) 子育てにかかわる多様なサービスの提供と支援 重点4

市民・地域と協働^{*}し、子どもの健やかな成長に向けて安心して子育てができる環境を整備します。

NO	事業	内容	担当課
40	乳幼児健康診査の実施	各月齢になった子どもとその親を対象に保健指導・歯科保健指導等を行うとともに、育児不安の解消を図ります。	健康管理課
41	産前・産後サポートの実施	サポーターが訪問し、育児や家事のサポートを行い、安心して育児や日常生活が営めるよう支援します。	こども課
42	延長保育 [*] の実施	多様な保育ニーズ [*] に応じていくとともに、園児の発達に合わせた保育を実施していきます。	
43	一時預かり [*] 保育の実施		
44	低年齢児保育・3歳児保育の充実促進		
45	障害児保育の充実促進		
46	病児・病後児保育の実施		
47	ファミリー・サポート・センター [*] 運営の充実		
48	放課後児童クラブ [*] 運営の充実	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生を対象に適切な遊びや生活ができる場を提供します。	
49	地域子育て支援センター [*] の充実	子育てや親子の交流の場、相談指導、情報提供、子育てサークルなどを支援します。	
50	子育て支援の情報提供	子育て中の父母等を対象に、広報、子育てガイドなどを配布するとともに、市ホームページによる情報提供も充実させていきます。	
51	青少年や親の悩み電話（面接）相談の実施	悩みのある子どもやその保護者に対し、専門の相談員が相談に応じるとともに、必要に応じて専門機関を紹介します。	生涯学習課 こども課
52	家庭児童相談員による相談の実施		

■ 施策(2) 介護にかかわる多様なサービスの提供と支援 **重点4**

ひとり暮らしや要介護となっても高齢者が地域で安心して暮らせる地域ケアを推進します。また、障害のある人を介助する家族への支援を充実します。

NO	事業	内容	担当課
53	高齢者に対する包括的支援の充実	高齢者が地域で生活する上での様々な問題に対して、地域包括支援センターの専門職員が総合的なマネジメントを行います。	地域包括支援センター
54	在宅介護支援の充実	高齢者や障害のある人の生活を支援する各種福祉サービスを提供するとともに、障害のある人やその家族の相談支援を充実します。	高齢福祉課 社会福祉課
55	障害者の訪問入浴サービスの充実		
56	障害者等日中一時支援の充実		
57	障害者相談支援の充実		
58	在宅介護者への訪問指導の充実	在宅で介護している人で健康管理上の支援が必要な場合に、保健師が訪問指導を行います。	健康管理課



現状と課題

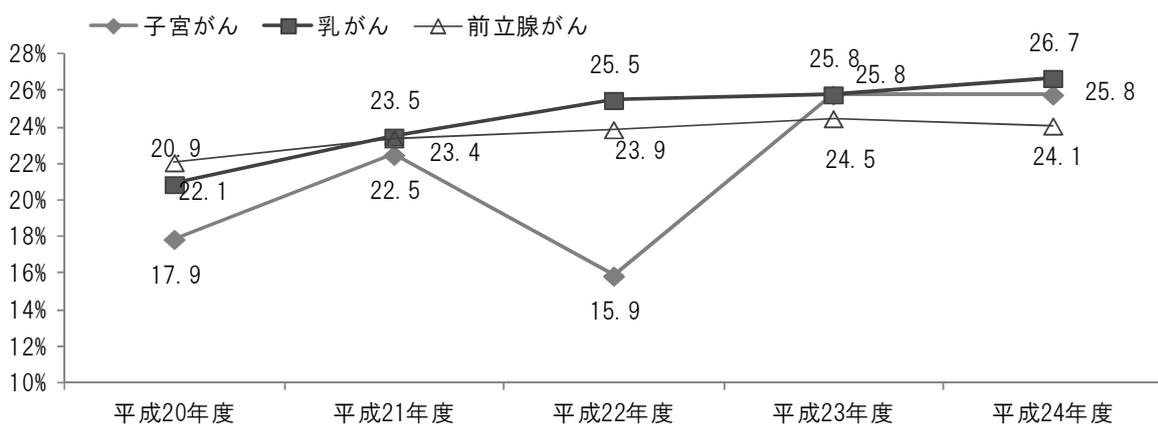
- 乳がんにかかる人が多くなっていますが、検診を受診する人は少ない現状です。
- 日常生活のなかで、決まった運動をしている女性は多くありません。

わが国の女性のがん罹患率が第1位である乳がんは、年々増加傾向にあります。乳がんは自己検診で発見されるものも多く、早期に発見された場合の治癒率は高いとされていますが、受診や自己検診を行う女性は少ないのが実態です。また、子宮がんは発症年齢が低年齢化していますが、がん検診受診率は乳がん同様低い状況です（図表 32）。

女性は閉経による女性ホルモン減少により、骨粗しょう症にかかる割合が高く、男性に比べ転倒・骨折が要介護の大きな原因となっています。生涯にわたり健康を維持するためにも、筋力の低下や閉じこもりなどの生活機能の低下を防止し、若いときから健康に対する意識を高めていくことが大切です。

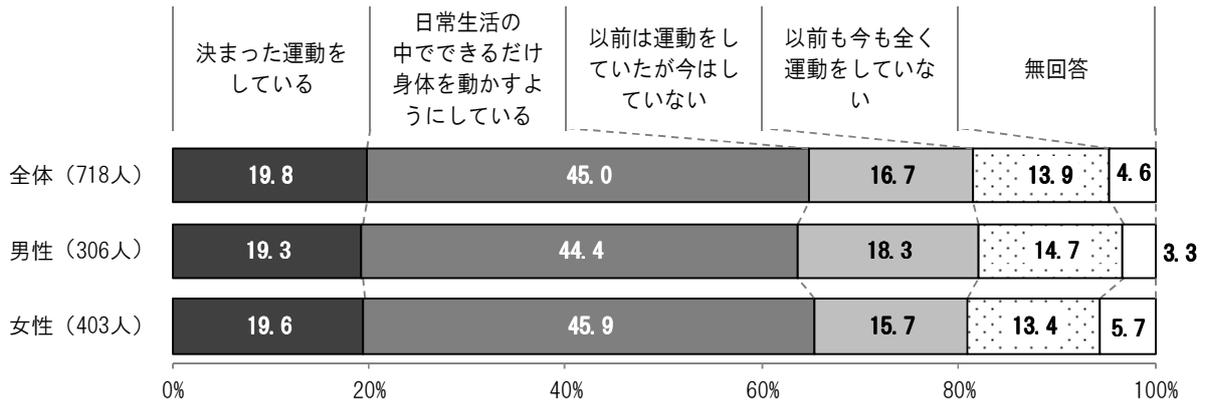
しかしながら、渋川市における運動習慣の状況について見ると、男性では3割強、女性では3割弱が“運動をしていない”状況となっています（図表 33）。また、運動をしていない理由については、男女ともに「忙しくてする時間がない」「仕事や家事で疲れている」が回答の上位2位となっています（図表 34）。

図表 32 本市のがん検診受診率の推移



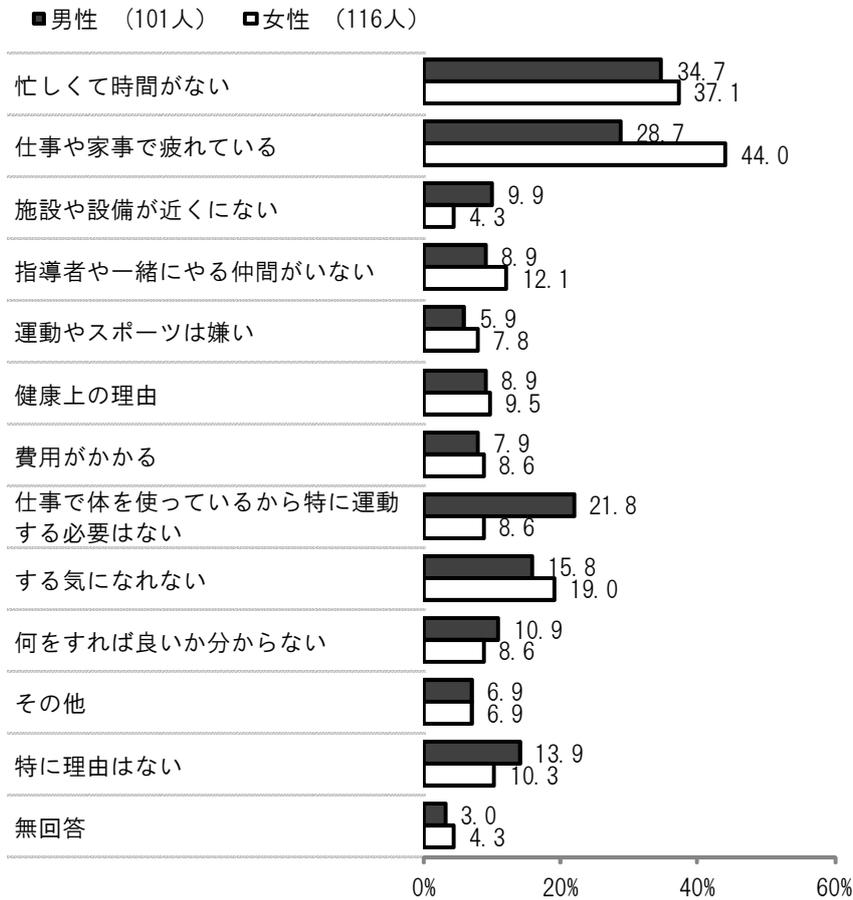
資料：渋川市（健康管理課）

図表 33 運動習慣の状況（成人）



資料：洪川市(健康管理課)

図表 34 運動をしていない理由（成人）



資料：洪川市(健康管理課)

■ 施策(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

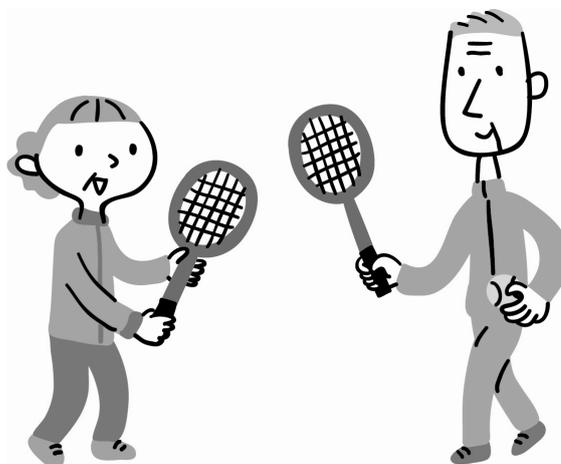
生活習慣病予防や心の健康保持を進め、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。

NO	事業	内容	担当課
59	各種がん検診の推進	生活習慣病の予防を推進するとともに各種がん検診や骨密度検診の受診を勧奨します。	健康管理課
60	骨密度検診の推進		

■ 施策(2) 生涯にわたるスポーツ活動の推進

生涯を通して気軽に楽しめるスポーツを推進し、心と体の健康づくりを支援します。

NO	事業	内容	担当課
61	軽スポーツの普及	ライフステージ*に応じて多様なスポーツに取り組めるよう、市民参加のスポーツを推進します。	体育課
62	市民健康づくりの推進		
63	子どものスポーツ活動の推進		



地域社会における男女共同参画の推進

—誰もが地域の担い手になれる“ほっと”なまちにしましょう。—

施策目標

施策

① 政策・方針決定の場への女性の参画推進	(1)各種審議会*等への女性の参画推進 重点3 (2)女性の市政参画の促進
② 様々な分野への女性の参画促進	(1)地域活動における男女共同参画の促進 (2)防災における女性参画の推進 重点3 (3)農業等における男女共同参画の推進
③ 地域活動と生活支援の充実	(1)高齢者・障害者の社会参画の促進 (2)ひとり親家庭などの自立のための相談・支援体制の充実 (3)地域活動の促進 (4)在住外国人への支援
④ 国際社会理解と交流活動の推進	(1)多文化共生と国際理解の推進 (2)国際交流事業の充実 (3)市民の平和への理解と推進

指標

項目名		策定時	現状	目標 (平成30年度)
10	審議会等委員への女性の登用率	17% (平成20年度)	20.8% (平成25年度)	30.0%
11	女性委員のいない審議会等の数	4 (平成20年度)	6 (平成25年度)	0
12	認定エコリーダーの女性比率	36人 (平成20年度)	27.7% (49人) (平成24年度)	35.0%
13	防災会議における女性委員登用率	1人 (平成20年度)	10.0% (5人) (平成24年度)	15.0%
14	安全安心まちづくり協議会女性登用率	23% (平成20年度)	22.7% (平成24年度)	30.0%
15	女性生産者観光特産品取扱件数	3件 (平成20年度)	11件 (平成24年度)	20件
16	シルバー人材センター会員登録率	2% (平成20年度)	2.10% (平成24年度)	3%以上
17	国際交流事業への参加者数	782人 (平成20年度)	778人 (平成24年度)	840人

現状と課題

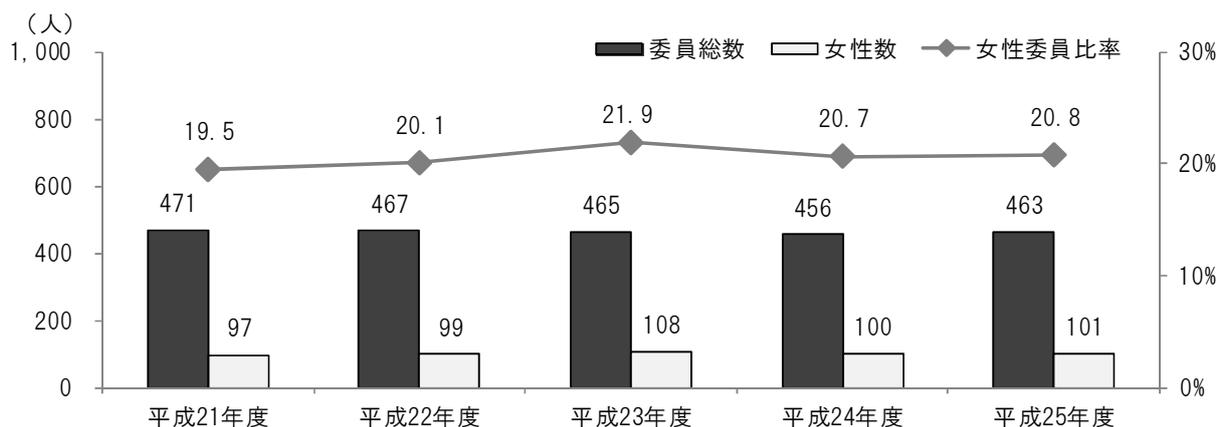
- 審議会*等委員は、組織の代表者という慣例や選出団体の固定化が見られます。
- 本市の審議会等の女性委員比率はあまり変化が見られません。

男女がともに社会を形成していくためには、意思を反映する政策や方針決定の場にもともに参画することが重要です。

市民意識調査では、職場や政治の場において6割程度の市民が“男性優遇”と回答しており、職場や政治の場における女性の発言権の低さがうかがわれます（P10 図表13）。

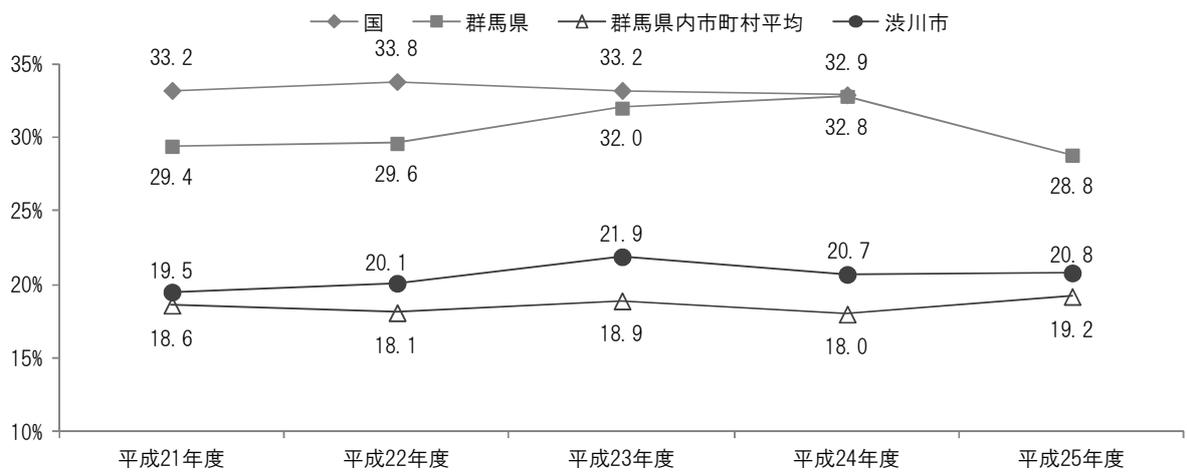
また、本市の法令・条例に基づく審議会等の女性委員数は101人、女性委員登用率は20.8%（平成25年度）と、登用推進を進めていますが、計画初年度の女性委員数97人、女性委員登用率20.6%から飛躍的な上昇はできていません。

図表 35 市の審議会女性委員比率の推移



資料：浜川市(市民生活課)

図表 36 審議会*等における女性委員の比率（国・県と比較）



資料：渋川市（市民生活課）



■ 施策(1) 各種審議会*等への女性の参画推進 重点3

平成 30 年度までに審議会等への女性委員登用比率 30%とする目標を着実に達成するための取り組みを強化します。

NO	事業	内容	担当課
64	女性登用率調査・公表の実施	審議会等の女性委員の登用状況について定期的な調査を行うとともに、市民に公表します。	市民生活課
65	女性委員選任要領の作成	女性委員の登用促進に向けて、市が審議会等の委員を委嘱する際の要領を定めます。	

■ 施策(2) 女性の市政参画の促進

女性の市政への参画を推進し、男女共同参画を推進する人材や団体の発掘と活動支援に取り組めます。

NO	事業	内容	担当課
66	女性人材リストの作成	委員経験者や一般公募による登録者をリスト化するとともに、適切な管理と活用を図ります。	市民生活課
67	対話集会の開催	市政が身近なものとなるよう市長等との懇談を行います。	秘書広報課
68	市民団体等との連携による推進事業の実施	市民団体等との連携による男女共同参画推進講座等を実施します。	市民生活課

現状と課題

- 団体の代表者は男性が選ばれるという慣習があったり、女性の参画意識も高くありません。
- 企業や団体においても意思決定の場にある女性は少ない状況です。
- 地域課題の解決や、災害対応に向け、男女が協力して取り組んでいくことが求められています。

社会の成熟化などに伴い、地域住民によるボランティア活動、NPO*による活動等、地域住民が社会の形成に主体的に参画し、互いに協力し合う活動が活発になっています。

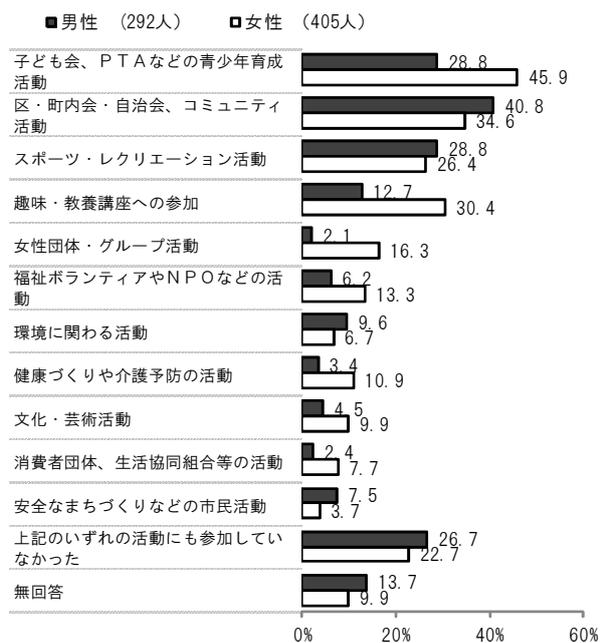
また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、男女共同参画の視点から多くの課題を浮き彫りにしました。加えて、震災以外の様々な災害対応において、「自助、共助、公助」による支え合い・助け合いはもとより、地域の中で男女共同参画を実現することは、とても重要な意味を持っています。

市民意識調査によると「区・町内会・自治会、コミュニティ*活動」「スポーツ・レクリエーション活動」「環境に関わる活動」「安全なまちづくりなどの市民活動」では男性の参加が多く、女性では「子ども会、PTAなどの青少年育成活動」「趣味・教養講座への参加」「女性団体・グループ活動」に多く、男女のバランスが取れていない状況があります（図表37）。

加えて、「行事などの企画は主に男性がしている」や「代表者は男性から選ばれる慣例がある」「お茶くみや食事準備など女性が担当している」などから、“意思決定の場は男性、実質的活動は女性”という状況がうかがえます（図表39）。

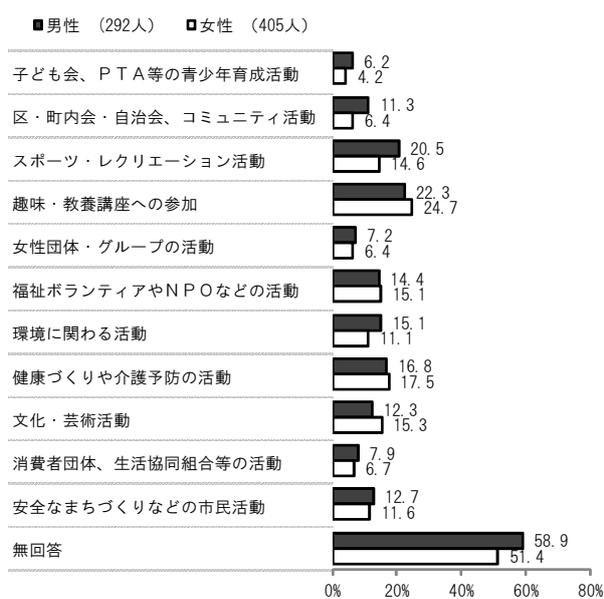
なお、地域全体に関わる自治会、コミュニティ活動では、女性の今後の参加意向を見ても低調であり、趣味・教養講座やレクリエーション活動への参加意向が高くなっています（図表38）。

図表 37 地域活動への参加状況



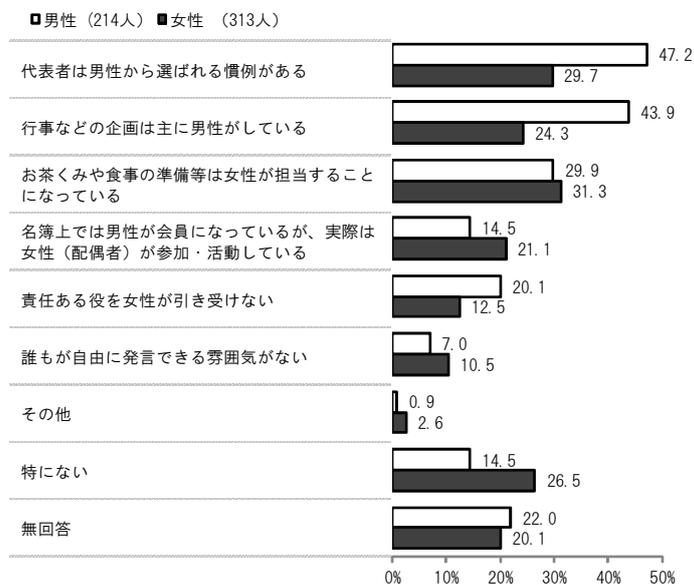
資料：市民意識調査

図表 38 地域活動への参加意向



資料：市民意識調査

図表 39 地域活動の場の状況



資料：市民意識調査

■ 施策(1) 地域活動における男女共同参画の促進

性別や年齢に関わらず、誰もが地域における様々な活動に参加し、暮らしやすい地域をつくるため、地域活動等に積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援するとともに、男女共同参画の推進の必要性について周知を図ります。

NO	事業	内容	担当課
69	出前講座の実施	出前講座により、地域活動を活性化するための男女共同参画の必要性について啓発を行います。	生涯学習課 市民生活課
70	市民環境大学 エコ・リーダーズセミナーの実施	環境保全活動の指導的役割を担う女性エコ・リーダーを育成し、環境分野に男女の視点を反映させます。	環境課
71	自治会等地域活動への男女共同参画推進	自治会役員等への女性の積極的な参画について啓発します。	市民生活課

■ 施策(2) 防災における女性参画の推進 重点3

安心して暮らせる地域づくりに向け、男女の視点を積極的に取り入れた防災や地域防犯に取り組めます。

NO	事業	内容	担当課
72	防災会議への女性委員登用推進	防災会議における女性委員の登用推進に取り組み、防災計画の見直し時には女性の意見を反映させていきます。また、「安全安心のまちづくり協議会」において女性の登用を推進します。	行政課
73	安全安心まちづくり推進(地域防犯)		
74	自主防災組織への女性の参画推進	自主防災リーダー養成講座への女性参加を促進し、自主防災組織及びその活動への女性参画の必要性を啓発します。	
75	緊急時マニュアルの作成	緊急時の対応マニュアルを作成し、緊急時に備えます。	学校教育課

■ 施策(3) 農業等における男女共同参画の推進

地域での新たな活動分野である、地域おこし活動において女性の参画を促進し、リーダーの育成に取り組みます。

NO	事業	内容	担当課
76	観光農業・特産品開発の推進	本市の特性を生かした観光農業や特産品づくりなどで活躍する女性を支援するとともに、特産品の拡大を図ります。	観光課
77	農家女性の経済的自立及び社会参画の推進	新しい農業経営のルールづくり、技術や経営能力の向上、農村地域の慣習やしきたりの見直しや働きやすい環境づくり、方針決定の場への女性の参画など行動計画が定める目標を目指し、具体的な施策を推進します。	農林課
78	家族経営協定*の推進	また、渋川市農村女性会議における学習機会の提供と、主体的に活動している女性組織の拡大と支援の充実を図ります。	農業委員会



現状と課題

- 高齢者や障害のある人が社会の一員として参加できるまちづくりが求められています。
- ひとり親家庭では、自立に向け行政や地域での支援も必要とされています。
- 在住外国人を地域の一員として受け入れ、異なる文化や風習を理解し、尊重する豊かな国際感覚が求められています。
- 地域住民の支え合いが新しい市民力として期待されます。

少子高齢化の進行に伴い、本市においても高齢者のひとり暮らしは増加しており、その内訳を見ると、女性が7割以上を占めています（図表 40）。加えて、障害のある人も増加の傾向が見られます（図表 41）。

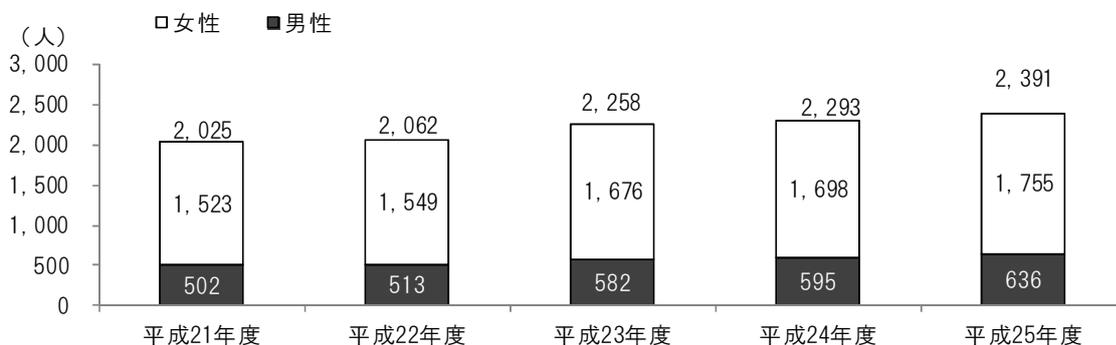
このため、高齢者や障害者の自立を支援する公的なサービスを充実させるとともに、地域社会の一員として参画できるよう推進が図られているところです。

さらに、家族形態の多様化によりひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭では経済的負担や家事負担、仕事への悩みがあるといわれており、行政や地域での支援が必要とされています。

一人ひとりが地域で安全安心な暮らしを継続していくためには、地域住民の支え合いも大切です。

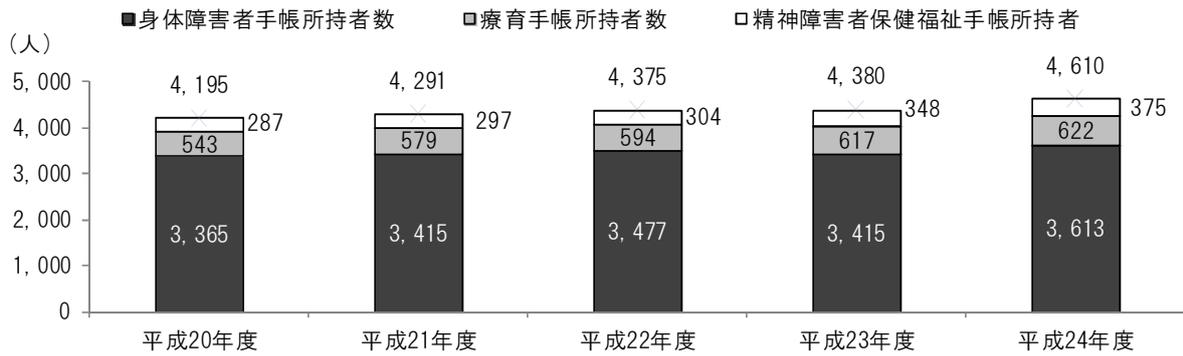
また、本市の在住外国人数は、平成 24 年 7 月で男性 188 人、女性 439 人と女性が多い状況です（図表 42）。その人数は平成 21 年度以降横ばいで推移しており、ともに地域に暮らす人々がお互いの文化の違いを認め合い、国籍や民族などの違いによらず男女が対等な関係を築いていくことも大切です。

図表 40 ひとり暮らし高齢者の推移



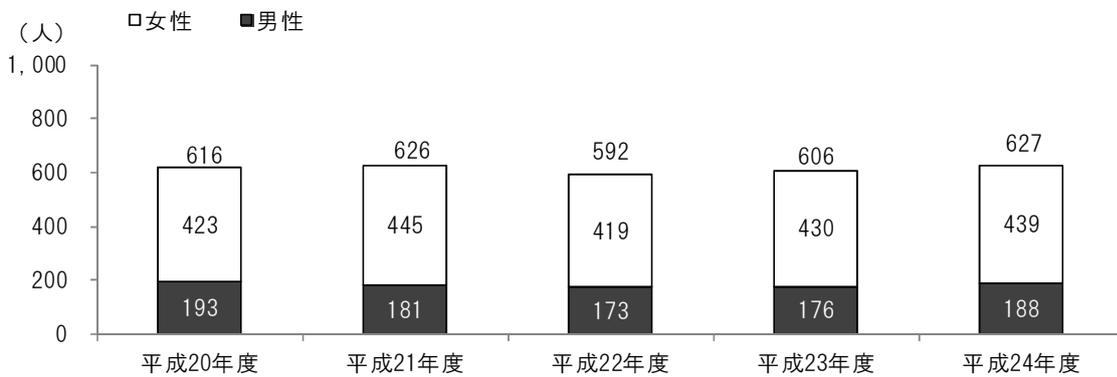
資料：浜川市(高齢福祉課)

図表 41 障害者手帳所持者数の推移



資料：渋川市(社会福祉課)

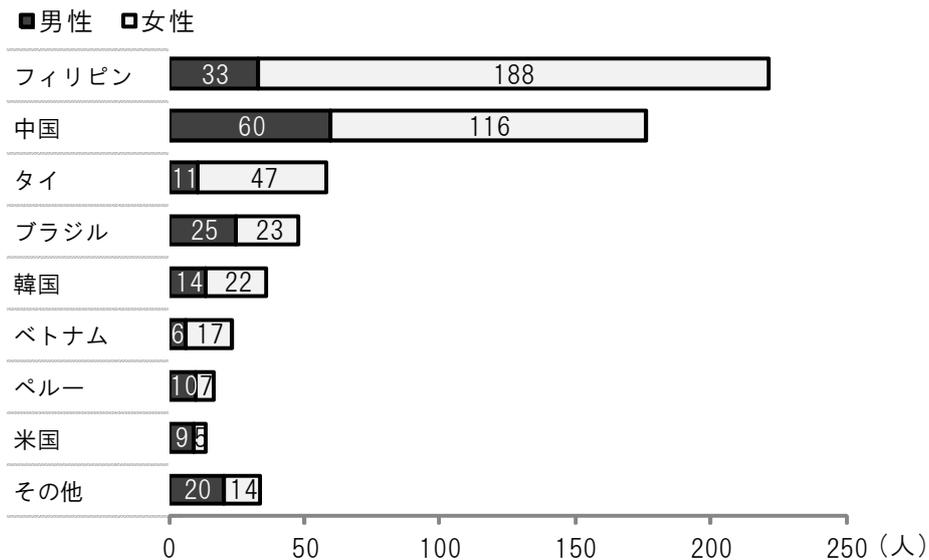
図表 42 本市の外国人登録人口の推移



※住民基本台帳法の一部を改正する法律によって、平成 24 年 7 月以降、外国人登録制度が廃止され、外国人住民も住民基本台帳の適用対象となっています。

資料：渋川市(市民課)

図表 43 本市の国籍別外国人登録人口(平成 24 年 3 月現在)



資料：渋川市(市民課)

■ 施策(1) 高齢者・障害者の社会参画の促進

ノーマライゼーション*の理念のもと、高齢者も障害者も個人の尊厳が保たれ、心身ともに健やかに自立した生活を地域で営むことができるよう、社会参画の促進を図ります。

NO	事業	内容	担当課
79	シルバー人材センターの充実	高齢者の就業の機会や自主的な生きがいをづくりのための活動を支援します。	高齢福祉課
80	老人クラブ活動への支援		
81	障害者等地域活動支援センターの運営	障害のある人の就労機会の拡大をはじめとする社会参加への支援を充実させます。	社会福祉課

■ 施策(2) ひとり親家庭などの自立のための相談・支援体制の充実

母子世帯、父子世帯は仕事と家事・育児・介護など家庭生活との二重の負担があることから、それぞれの特性に応じた支援を行っていきます。

NO	事業	内容	担当課
82	母子・父子家庭等医療費助成	対象者へ医療費を助成し、健康の増進を支援します。	保険年金課
83	母子家庭自立支援給付金の支給	資格取得のための講座を受講した対象者に受講費用の一部を補助し、就労を支援します。	こども課
84	児童扶養手当*の支給	両親の離婚などによる、ひとり親世帯等の生活の安定と自立を支援します。	

■ 施策(3) 地域活動の促進

市民・地域と市の協働^{*}を進めるため、ボランティアの育成に取り組むとともに、地域活動団体への支援を充実させていきます。また、多様なボランティア団体の活動を支援します。

NO	事業	内容	担当課
85	ボランティアの育成と活動支援	高齢者や障害のある人の社会参加への支援や子育て支援などボランティアの育成と活動を支援します。	社会福祉課
86	NPO [*] ・ボランティア団体等への支援	NPO法人等への支援や、多様なボランティア活動を支援していきます。	市民生活課

■ 施策(4) 在住外国人への支援

在住外国人が円滑に市民生活を送れるよう支援します。

NO	事業	内容	担当課
87	在住外国人に対する支援	在住外国人の暮らし全般にかかわる情報提供や相談窓口を充実します。	企画課
88	在住外国人相談窓口の充実		



現状と課題

- 男女共同参画社会^{*}を実現するための取り組みは、国際社会との深い関わりの中で進められています。
- 温泉などの観光地を抱える本市では外国人観光客の増加が見込まれます。
- 市民レベルでの国際交流の推進が望まれます。
- 戦争経験者の高齢化により、戦争体験を語り継ぐ人が少なくなっています。
- 世界では戦争や紛争が起こっており、その犠牲の多くは女性や子どもです。

国際連合では、国際婦人年^{*}（昭和 50 年）に第 1 回世界女性会議^{*}を開催し「世界行動計画」を採択しました。これを受けて、日本でも昭和 52 年に「国内行動計画」を策定し、わが国の男女共同参画社会の実現への取り組みは新たな段階に入りました。

わが国の男女共同参画施策の取り組みは、世界の動きの中で進められてきた経緯があり、国際社会と深い関わりがあります。男女共同参画社会を推進するためには、地域だけでなく世界の状況にも視野を広げ、国際社会への理解を深めていくことが大切です。

近年、世界的に交通機関や情報通信基盤の整備が進み、様々な分野でグローバル化が加速し、海や国境を越えた交流の機会が身近なものになっており、日本に在住あるいは訪問する外国人が増えています。本市においても、伊香保温泉といった国内有数の観光地を擁しており、外国人観光客に対するホスピタリティー^{*}の意識の醸成に取り組みとともに、多文化への理解促進が必要です。

一方、高齢化が進行していることにより、戦争体験を語り継ぐことのできる人が少なくなっており、平和の大切さを伝えていくことが課題となっています。

また、世界において戦況下にある国や地域では、女性は、社会的地位の低さと女性であるということにより、暴力被害を受けるなど人権侵害の影響を被っています。難民その他の国内避難民を含む避難民の約 80%は女性と子どもであるといわれており、財産や様々な権利のはく奪とともに、暴力と不安定な生活に脅かされています。

このように、女性や子どもの戦況下における被害が甚大であることから、国際社会の平和を維持する取り組みは、男女共同参画社会を推進するためにも重要な位置を占めています。

世界規模での貧困、飢餓、暴力、学習機会のはく奪、エイズ、人身売買など女性や子どもを取り巻く現状に市民一人ひとりが関心を持ち、本市の男女共同参画の推進が、世界の平和につながるのだという考え方を広めていく必要があります。

■ 施策(1) 多文化共生と国際理解の推進

子どもの頃から他国の文化に触れ、国際的視野をもった人材を育成するとともに、世界における女性の現状や多文化共生のための学習機会を提供します。

NO	事業	内容	担当課
89	国際理解教育（ALT*活用）の推進	ALTや外部講師とのチームティーチング*により外国語に親しみ、他国の文化を知ることによって児童・生徒の国際理解を高めます。	学校教育課
90	成人学級の開催	生涯学習の一環として、外国語講座等を開催し、国際理解を高めます。	中央公民館
91	世界の男女共同参画社会*に関する情報収集と提供	諸外国の男女共同参画に関する情報を収集し、必要に応じて情報提供を行います。	市民生活課
92	公共施設案内標識の外国語と併記表示の推進	公共施設案内標識の外国語併記表示を推進します。	企画課
93	中学生海外派遣の実施	中学生の海外派遣、姉妹都市交流やホームステイの受け入れ等を進めます。	学校教育課

■ 施策(2) 国際交流事業の充実

在住外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、誰もが暮らしやすいまちにしていくため、市民レベルでの国際交流を推進します。

NO	事業	内容	担当課
94	国際交流協会（市民活動）支援	在住外国人に日本の文化を理解してもらう機会を提供するとともに、中学生の海外派遣、姉妹都市交流やホームステイの受け入れ等市民レベルでの交流を進めます。	企画課 学校教育課
95	中学生海外派遣の実施（再掲）		
96	友好都市・姉妹都市交流の推進		

■ 施策(3) 市民の平和への理解と推進

核兵器廃絶平和宣言都市として、恒久平和を願う市民活動を継承していきます。

また、次世代を担う子どもたちや市民に向け、戦争の悲惨さ、平和の尊さについて学習する機会を提供します。

NO	事業	内容	担当課
97	平和推進啓発ポスター・作文コンクール／平和アニメ上映会の開催	児童・生徒が平和についてを考える機会を設けるとともに、戦争の悲惨さ、平和の尊さを市民に伝えていきます。	企画課
98	平和講演会及び写真展の開催		



就業における男女共同参画の推進

—男女が対等なパートナーとして働くまちにしましょう。—

施策目標

施策

① 男女が対等なパートナーとして働く環境整備	(1)事業所における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の促進 重点4 (2)商工自営業者・農業等の従事者の労働条件の向上
② 女性のチャレンジ支援*	(1)女性の人材育成と登用の促進 (2)再就職等への支援と環境整備

指標

項目名		策定時	現状	目標 (平成30年度)
18	職場において男女平等と感じている市民の割合	20.1% (平成19年度)	21.4% (平成24年度)	25.0%
19	農業委員*の女性登用率	8.1% (平成20年度)	11.4% (平成24年度)	15.0%
	農村生活アドバイザー*	4人 (平成20年度)	9人 (平成24年度)	10人以上
	J A女性理事・参事数	4人 (平成20年度)	5人 (平成24年度)	5人以上
	女性起業	4グループ、2人 (平成20年度)	4グループ、2人 (平成24年度)	6グループ、4人
20	市職員の管理職に占める女性の割合(一般行政職)	10.5% (平成20年度)	23.6% (平成24年度)	25.0%
21	働く女性のためのセミナー等の開催	なし (平成20年度)	1回 (平成24年度)	年4回

男女が対等なパートナーとして働く環境整備

現状と課題

- 本市の働く女性の割合は、全国を上回っています。
- 職場では“男性が優遇されている”とする人が6割近くいます。
- 農業や自営業でも女性が活躍しています。

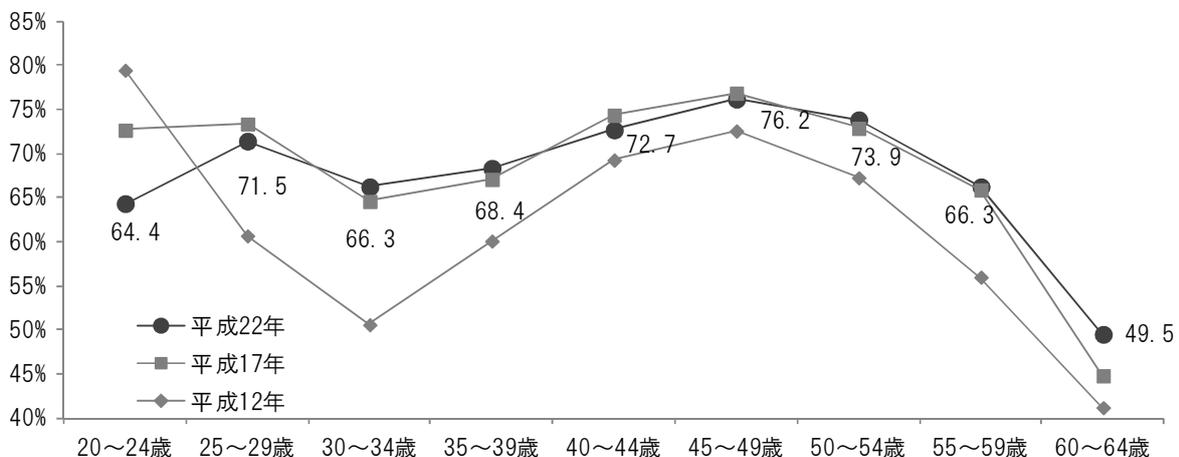
男女がともに就労により生活基盤を確立し、そこでそれぞれの能力を発揮できることは、男女共同参画社会*の目指すところですが、そのためには、男女が対等なパートナーとして働くことができる環境整備が求められます。

本市の女性の年齢別労働力率*は、平成12年から比べると平成22年では上昇していますが、25～29歳で71.5%であった労働力率は30～34歳では66.3%となっており、依然としてわが国の特性となっている結婚・子育て期に労働力率が低下するM字曲線を描いています（図表44）。

しかしながら、市民意識調査結果を見ると、職場における男女の地位については、“男性が優遇されている”と感じている人が58.9%となっています（図表45）。

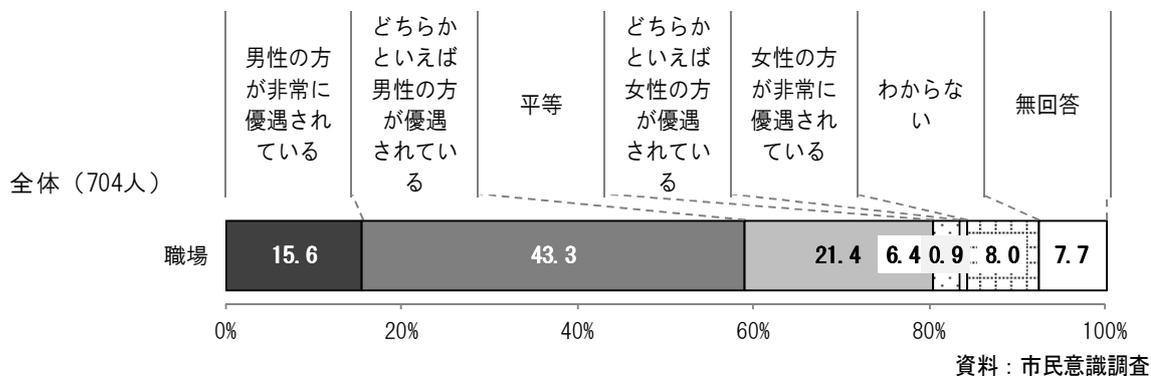
また、わが国の農業就業人口の半数以上は女性が占め、農業や地域活動の活性化等に重要な役割を果たしています。本市でも、農業技術の進展による農作業負担の軽減、活動時間の確保や加工技術等の進展により、地域農産物を活用した特産加工品づくりや直売などで女性の起業活動が活発化しています。しかし、本市における家族経営協定*数は平成20年度以降微増傾向にあるものの農業従事者の半数を占める女性の中でも、経営の方針決定や資産購入ができる立場にある人はまだ少数であると考えられています（図表46）。

図表 44 本市女性の年齢別労働力率の推移（再掲）

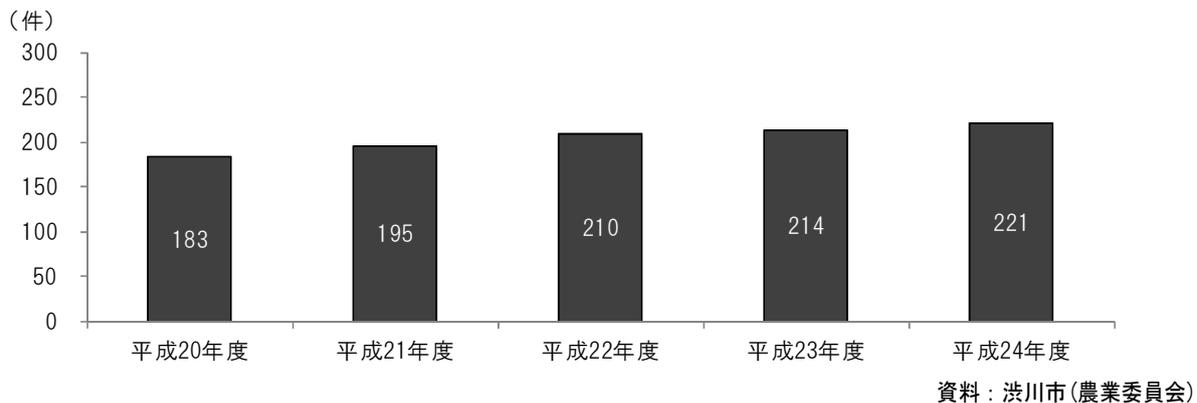


資料：国勢調査（各年）

図表 45 職場での男女の地位について（再掲）



図表 46 家族経営協定*の総数の推移

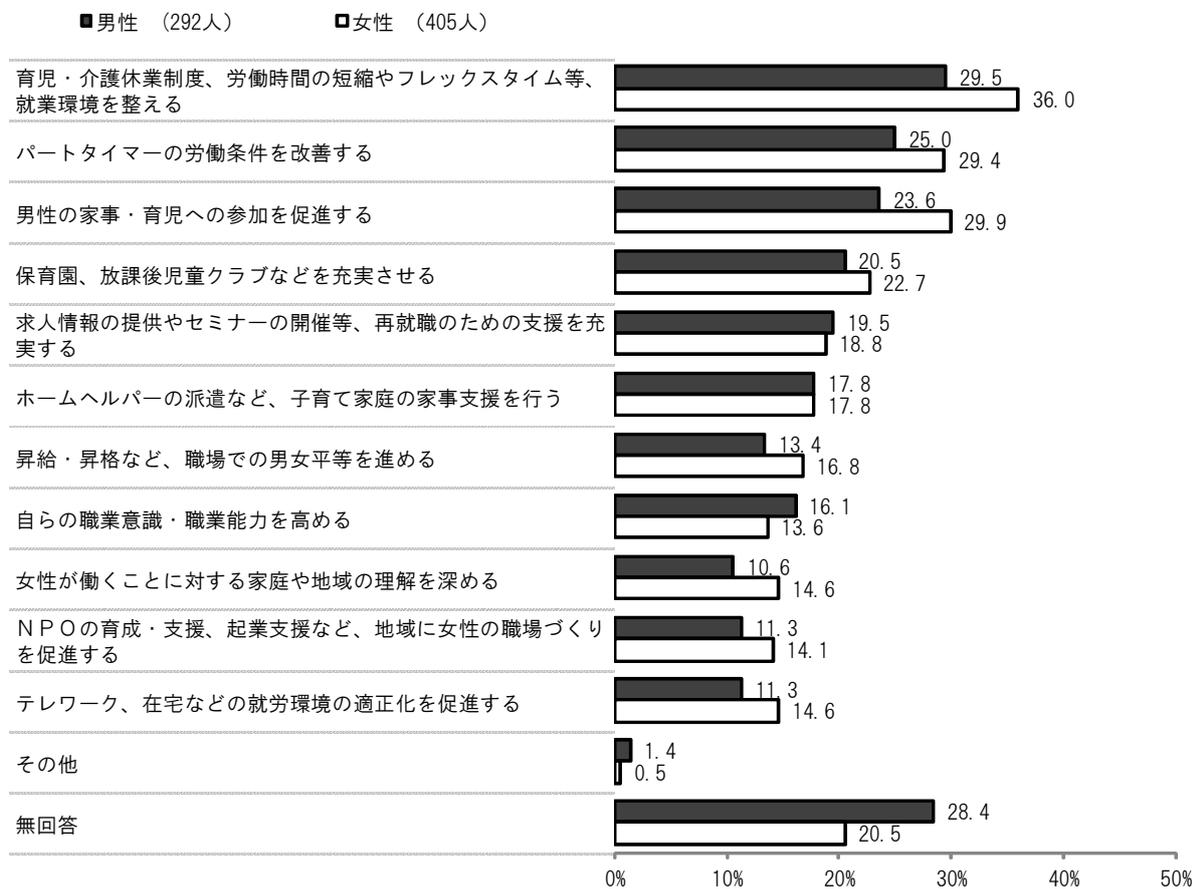


一方、市民意識調査によると、全体の6割近い人が職場においては“男性優遇”と回答しています。また、セクシュアル・ハラスメント*防止規程など制度が未整備であったり、女性は補助的な仕事が多かったり、賃金の男女差などが職場の状況として挙げられています。この様に、職場の待遇が必ずしも男女に平等とはいえない状況がうかがわれます。

なお、男女が働きやすい職場環境として、男女とも「育児・介護休業制度*等、就業環境の整備」を求める声が3割を超えています。が、育児休業制度が整備されているとの回答は2割以下にとどまるうえ、実際に制度を利用できる男性は女性に比べて少ない状況です。

男女共同参画社会*を目指すために市に求められている施策を見ても、保育サービスの充実を図るとともに、仕事と家庭との両立が図られるよう事業所への働きかけなどが必要とされています。

図表 47 男女がともに働きやすい環境のために必要なこと



資料：市民意識調査

■ 施策(1) 事業所における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の促進

重点4

自分のライフスタイル*に合った多様な働き方を選択することができ、適正な労働条件が確保されるよう、男女がともに働きやすい環境づくりを促進します。

NO	事業	内容	担当課
99	労働関係法や制度の普及啓発	事業所に対し、労働基準法、パートタイム労働法など労働法を遵守するよう啓発します。また、セクシュアル・ハラスメント*や職場における母性保護についても啓発します。	商工振興課
100	新採用職員研修の実施(再掲)	市職員研修において、ワーク・ライフ・バランス*やハラスメント*についての講義を行うとともに、相談体制の充実及び周知を図ります。	職員課 市民生活課
101	職員研修の実施(再掲)		
102	ハラスメント相談体制の充実(再掲)		
103	次世代育成支援特定事業主行動計画の推進・実施	次世代育成支援対策推進法に基づく本市の行動計画の推進と進捗状況を公表し、地域の模範を示します。	職員課
104	ファミリー・フレンドリー企業*に関する情報提供(再掲)	取り組みの進んでいる企業についての情報提供により、育児・介護休業取得促進を啓発し、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。	商工振興課
105	労働相談の実施	労働条件や雇用等についての問題について労働相談員による労働相談を行います。	商工振興課



■ 施策(2) 商工自営業者・農業等の従事者の労働条件の向上

商工自営業者、農業等で活躍する女性が、対等なパートナーとして働くことができるように環境改善に取り組むとともに、学習機会等の提供を推進します。

NO	事業	内容	担当課
106	農家女性の経済的自立及び社会参画の推進（再掲）	農家女性の職業人としての地位確立と、快適に働くための条件・環境の整備や農家女性の経済的自立及び社会参画を推進します。	農林課
107	家族経営協定*の推進（再掲）		農業委員会
108	働く女性への支援	就業中や再就職準備中の女性にキャリアアップやネットワークづくりなど、さらなる活躍へ繋げるための情報提供やセミナーを行います。	市民生活課



現状と課題

- 女性が職業をもつことについて、「子どもができれば、一時的に職業をやめる方が良い」と「子どもができて働き続ける方が良い」と感じる市民の割合が同程度となっています。
- 女性が働き続けることへの理解を深めるとともに、再就職しやすい環境づくりや支援を進めていく必要があります。
- 市においても女性管理職の比率は高くありません。

市民意識調査によると、家庭生活における“男性優遇”は50.6%であり全国の46.5%に比べ高く、特に女性の回答で高くなっています。

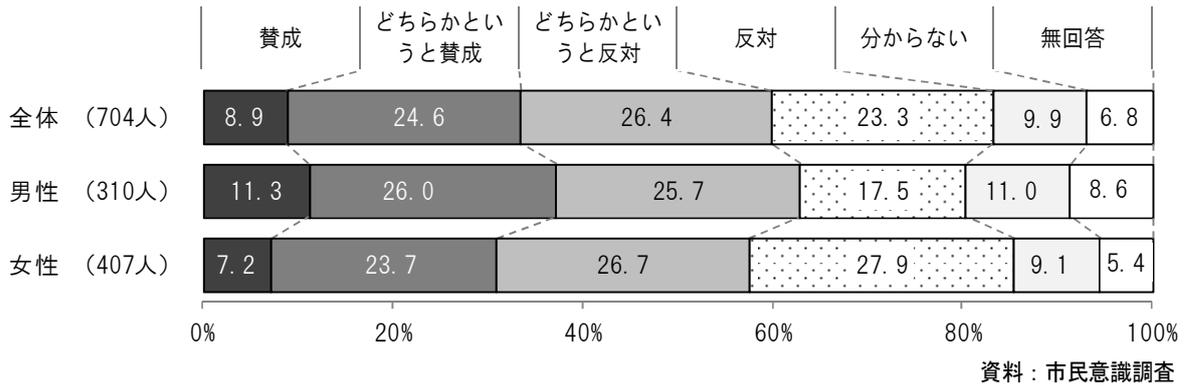
女性の結婚や就労についての考えについて見ると、“女性は結婚したら、自分より家族を中心に考えて生活した方がよい”という考え方に対し、女性は“反対”が“賛成”を大きく上回りました（図表48）。

しかしその一方で、家庭生活で優先することについて見ると、女性の希望の優先度では「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」が最も高くなっていますが、現実の優先度では「家庭生活（家事・子育て・介護等）に専念」の割合が高くなっています（図表50）。

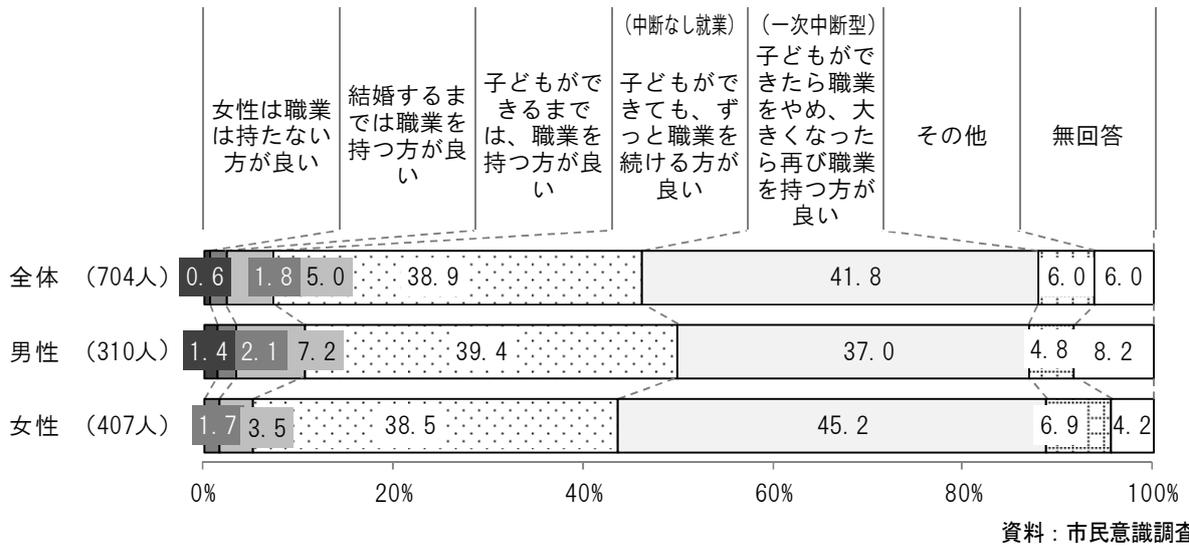
加えて、一般的に女性が職業をもつことについて、「子どもが大きくなったら再び職業をもつ方が良い」（一時中断型）、「子どもができて、ずっと職業を続ける方が良い」（中断なし就業）と同程度となっており（図表51）、依然として、女性に対して家庭生活を優先することを望む傾向があります。

女性のチャレンジ状況について、渋川市職員の女性管理職比率を見てみると、25.0%（平成25年度）となっており、計画初年度の22.1%から2.9ポイント増加していますが、登用率の継続やさらなる上昇へ向け、より一層の推進が望まれます（図表52）。

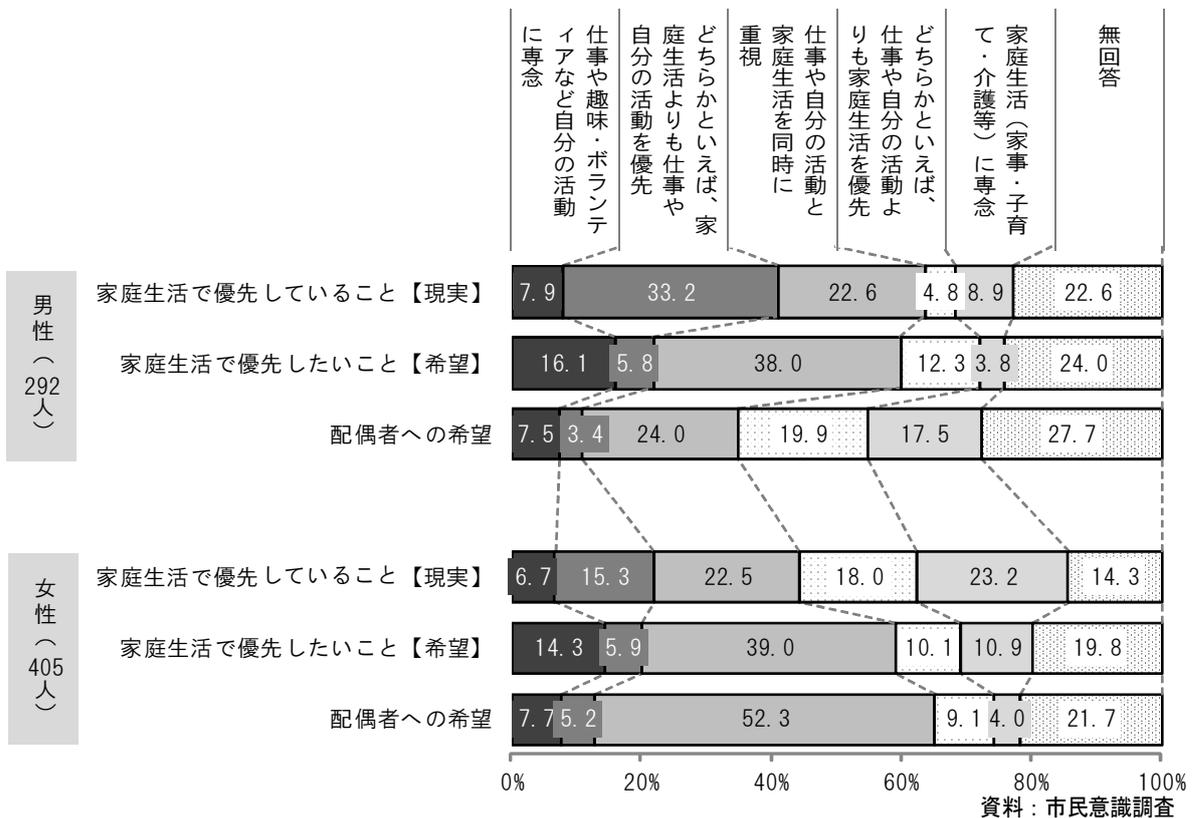
図表 48 “女性は結婚したら自分より家族を中心に考えて生活した方がよい”について



図表 49 一般的に女性が職業をもつことについて

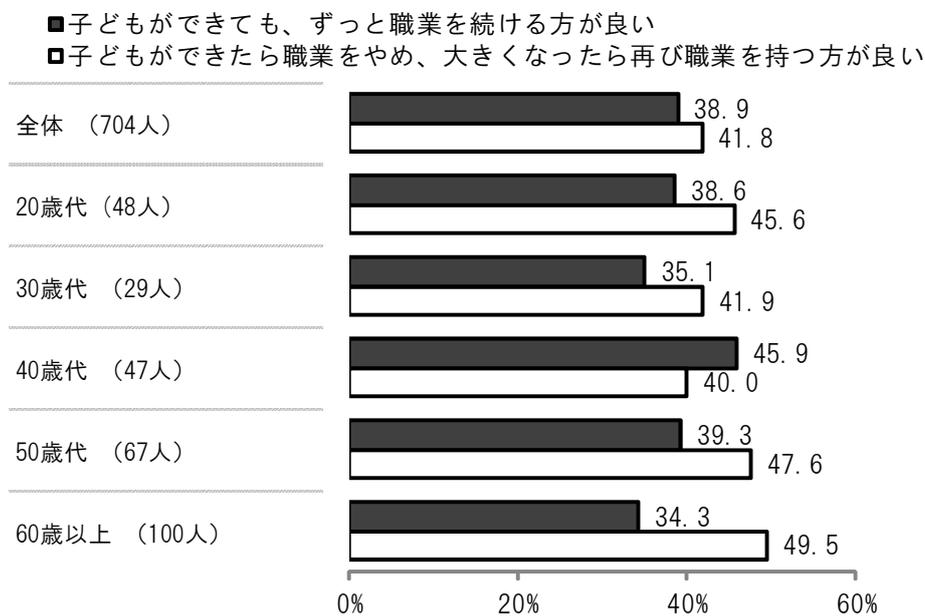


図表 50 家庭生活で優先すること



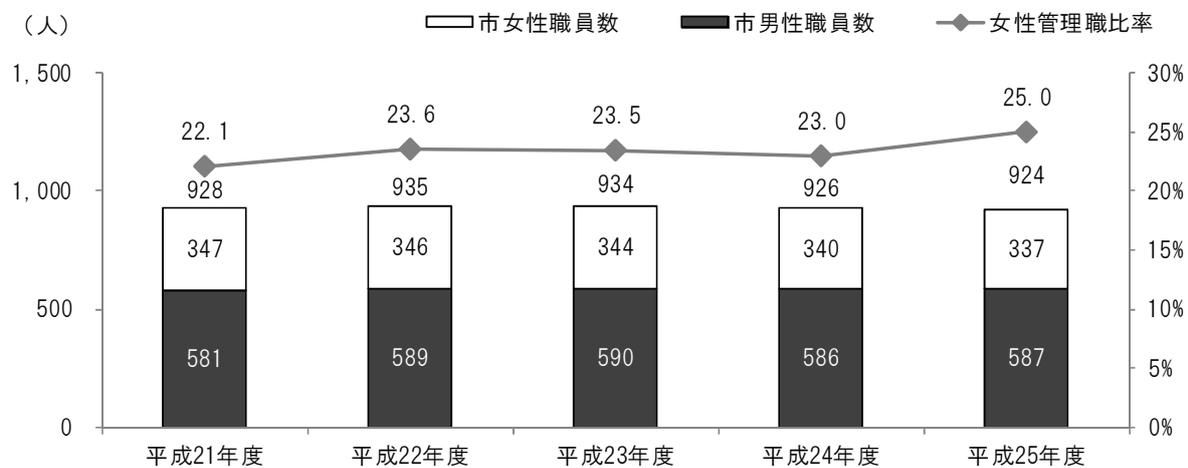
施策の展開
基本目標IV

図表 51 一般的に女性が職業をもつことについて（男性の年齢別）



資料：市民意識調査

図表 52 市職員の状況



資料：渋川市(職員課)

なお、男女共同参画計画の施策の一つとして男女がともに働きやすい環境のためには、3割を超える女性が「育児・介護休業制度*、労働時間の短縮やフレックスタイム等の就業環境の整備」を求めており、出産・育児休業後の復職や再就職への支援が求められています（図表 53）。

また、就職するためには様々な障害があること、いったん退職した女性には、再び職業をもつことへの“自信の回復”が必要であることが想定されるため、本市の状況に応じた女性のチャレンジ支援*のあり方が求められます。

図表 53 男女が共に働きやすい環境のために必要なこと（年齢別）

	女性が働きやすい環境の理解を深める	男性の家事・育児への参加を促進する	保育園、放課後児童クラブなどを充実させる	育児休業制度、労働時間の短縮やフレックスタイム等、就業環境を整える	ホームヘルプの派遣など、子育て家庭の家事支援を行う	育児・介護休業制度、労働時間の短縮やフレックスタイム等、就業環境を整える	求人情報の提供やセミナーの開催など、再就職のための支援を充実する	昇給・昇格など、職場での男女平等を進める	自らの職業意識・職業能力を高める	パートタイムの労働状況を改善する	NPOの育成・支援、起業支援など、地域に女性の職業を促進する	テレワーク、在宅ワークなどの就業環境の適正化促進	その他
全体（704人）	13.2	27.0	21.7	17.6	33.1	18.9	15.5	14.5	27.6	13.2	13.2	0.9	
年齢	20歳代（105人）	10.5	30.5	21.0	15.2	33.1	25.7	22.9	16.2	20.0	11.4	14.3	0.0
	30歳代（104人）	13.5	37.5	34.6	16.3	35.6	14.4	16.3	13.5	34.6	11.5	13.5	0.0
	40歳代（132人）	8.3	30.3	21.2	13.6	37.1	16.7	15.2	12.1	30.3	12.1	15.9	2.3
	50歳代（152人）	14.5	25.7	16.4	23.7	30.9	21.1	16.4	14.5	30.9	12.5	11.8	2.0
	60歳以上（209人）	16.7	19.1	20.1	17.7	27.8	17.7	11.0	15.8	23.9	16.3	12.0	0.0

資料：市民意識調査



■ 施策(1) 女性の人材育成と登用の促進

市民に対し、出前講座やセミナーなどを実施して女性の人材育成や、企業における女性登用の必要性について啓発を行います。

また、市職員の女性の採用や管理職登用による人材育成を図ります。

NO	事業	内容	担当課
109	女性役員登用の推進啓発	各種団体等を対象として、女性役員選出の必要性を啓発します。	市民生活課
110	女性人材育成講座の開催	女性の社会参加の足がかりとなるテーマを設定し、男女共同参画のきっかけとなる講座などを開催します。	
111	女性登用率調査・公表の実施（再掲）	調査・公表により、女性の登用率についての意識を高め、様々な方針決定の場への女性の積極的な参画を図ります。	市民生活課
112	新採用職員研修の実施（再掲）	市職員研修において、女性登用の必要性についての意識向上や女性の人材育成を図ります。	職員課
113	職員研修の実施（再掲）		
114	女性職員の管理職への登用の推進	女性職員の職域の拡大及び研修等の参加の推進により、管理職としての能力向上を図ります。	
115	市職員採用における男女平等化の推進	男女共同参画の視点を反映した職員採用を行います。	



■ 施策(2) 再就職等への支援と環境整備

結婚・出産や育児などのため退職した女性の再就職に向けた支援とともに、働く女性がキャリアアップや情報交換できる場をつくることを推進します。

NO	事業	内容	担当課
116	女性の就労支援にかかる情報の提供	事業主、市民等を対象に広報等で女性の就労支援、雇用拡大に関する情報提供や啓発、講座の紹介やセミナーの開催を行います。 また、マザーズハローワーク*等の情報提供を行います。	商工振興課
117	マザーズハローワーク等の情報提供	マザーズハローワークの情報や関連施設について、広報やホームページ、関連講座などを通じて市民に周知します。	市民生活課
118	就業援助相談の実施	市民等を対象に、就業支援相談員による就業相談を行います。	商工振興課
119	働く女性への支援（再掲）	就業中、再就職準備中の女性にキャリアアップやネットワークづくりなど、さらなる活躍へ繋げるための情報提供やセミナーを行います。	市民生活課



5

計画の推進

(1) 計画の進行管理の実施

毎年度、計画の実施状況に関する報告書を作成し、庁内推進会議、懇談会への報告を経て市民に公表します。

また、施策の成果が把握できるよう本計画では後期計画の目標値を設定しており、数値目標も含めた点検を行います。

今後も可能な限り数値目標化に努め、PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACTION（改善）を確立し、より適切な進行管理に努めます。

(2) 庁内の推進体制などの機能充実強化

市職員がジェンダー*に敏感な視点で事業にあたることができるよう、男女共同参画についての職員研修を行います。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき少子化対策を推進するとともに、男女共同参画の目標達成に努めていきます。

なお、基本法第4条及び第15条により、市はあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが規定され、市職員も施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画に配慮することが定められています。このため、男女の社会における活動の選択に対して中立的な立場に立った市政を推進します。

(3) 市民参画の推進と市民などによる評価の実施

計画の見直しにあたっては、平成24年度に無作為抽出による市民2,000人に市民意識調査を実施し、市民参画の契機としました。このほか、市民意見公募を行いました。

計画の推進状況を客観的に把握、検証するため、後期計画においても引き続き数値目標を設定し、男女共同参画の視点からの評価を継続して実施します。

(4) 地域活動団体と事業所などとの連携の強化

今後も地域活動団体や事業所などとの連携を強化するとともに、国・県や近隣自治体、類似した課題をもつ自治体などとも男女共同参画の推進を媒体にした協力関係を築いていきます。

資料編

1 共働きの区分

回答者の就業形態 (N=704)	配偶者の就業形態 (N=506)		
	自営業や管理職・正社員など常勤的な就業形態 (52.2%)	派遣やパートなど非常勤的な雇用形態 (16.6%)	専業主婦・主夫、学生や年金生活者などの無職 (14.4%)
自営業や管理職・正社員など常勤的な就業形態 (42.3%)	共働き家庭	準共働き家庭	非共働き家庭
派遣やパートなど非常勤的な雇用形態 (25.9%)	準共働き家庭	準共働き家庭	非共働き家庭
専業主婦・主夫、学生や年金生活者などの無職 (14.2%)	非共働き家庭	非共働き家庭	その他

2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択 昭和54年12月18日(国際連合第34回総会)
効力発生 昭和56年9月3日
昭和60年7月25日(日本における効力発生)

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなる問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全

な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく差別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求する

ことに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする

特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締

約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けられることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる

種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利

及び責任

- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の

日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、

いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

3 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定

めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、

社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施

策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共

同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

（施行期日）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

4 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和47年7月1日法律第113号)

最終改正：平成二四年六月二七日法律第四二号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

する。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをして

はならない。

- 一 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事

情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

（苦情の自主的解決）

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条まで

に定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調

停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判

所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。
- 二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に

関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十一条第二項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第

一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。
- 4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。
- 5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百

九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄（略）

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十五年法律第七十二号

第一章総則（第一条・第二条）

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章配偶者暴力相談支援センター*等（第三条一第五条）

第三章被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章保護命令（第十条一第二十二條）

第五章雑則（第二十三条一第二十八條）

第五章の二補則（第二十八條の二）

第六章罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合

にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センタ

ー又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

を処理するよう努めるものとする。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれ

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活

の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。) その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、しゅう又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他

の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に

対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住居がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受け

た後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談

し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様と
- 2 保前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠

としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法

務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者から

の暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。（表略）

第六章罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定による読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」

という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成一九年七月一日法律第一一三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則(平成二五年七月三日法律第七二号)抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経

過した日から施行する。

6 用語集

ALT (Assistant Language Teacher)

学校や教育委員会に配属されている外国語指導助手で、日本人外国語担当教員の助手として職務に従事したり、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動などに従事しています。

DV (Domestic Violence)

配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のこと。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、交友関係の監視・制限などの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力などがあります。家庭内の子どもへの親の暴力や、高齢者虐待とは分けてとらえています。

対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合がありますが、「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。

なお、内閣府の調査によると、身体的暴力の加害経験のある人は加害経験のない人に比べ、性別役割分担意識が高いことを示しています。このことから、固定的な性別役割分担が女性の人権を侵害する意識の原因となっていることが考えられます。

NPO (Not-for-Profit Organization)

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

【あ行】

育児・介護休業制度（法）

育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するために実施されている制度（法律）です。

一時預かり

保育所（園）等で、保護者等の疾病・入院などの理由で一時的に保育を行う事業です。

延長保育

保育所（園）等で、通常の開所時間を超えて保育を行う事業です。

【か行】

🔗 隠れたカリキュラム

教育する側が意図する、しないに関らず、学校生活を営むなかで、児童生徒自らが学びとっていく全ての事項を指します。具体的には、教科書などの記述やイラストを通して描かれる固定的な男性像・女性像や、教師の何気ない言葉、動作、学校行事における男女の役割などが挙げられます。

🔗 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、経営方針や役割分担などについて家族間の十分な話し合いに基づき決めるもの。

🔗 協働

市民、民間団体、行政等が、共通の目的のために対等な立場で協力して活動すること。

🔗 国際婦人年

昭和47年(1972年)の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和50年(1975年)を国際婦人年とすることが決定されました。

また、昭和51年(1976年)～昭和60年(1985年)までの10年間を「国連婦人の10年」としました。

🔗 コミュニティ

町村・都市・地方などの生産や自治、風俗、習慣などで深い結びつきを持つ共同体または、地域社会。

【さ行】

🔗 ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われています。なお、性差を否定したり、男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、ひな祭りや端午の節句等の伝統文化を否定することは、男女共同参画の意図するところではありません。

🔗 仕事と家庭生活の調和

[ワーク・ライフ・バランスの項を参照]

🔗 児童扶養手当

ひとり親家庭の児童のために、地方自治体から支給される手当。

◆ セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」のこと。職場、学校、地域その他社会のあらゆる場において、性的な言動により相手方の生活を害し、また、性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えることを指します。

◆ 女性のチャレンジ支援

出産・子育て等によりいったん離職した女性が再就職・起業等を行うこと。

なお、女性のチャレンジ支援として、国では、様々な分野における、女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育て等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」を推進することとしています。

◆ 審議会

国や都道府県、市区町村の行政機関に付属する合議制の諮問機関。

◆ 世界女性会議

女性に対する差別の撤廃・女性地位向上の課題に取り組む国連の会議です。昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と宣言し、「平等・開発・平和」を三大テーマとして掲げ、メキシコシティで第1回世界女性会議が開かれ、以来5～10年ごとに開催され、各国政府代表と国連諸機関が参加する「政府間会議」と民間人による「NGOフォーラム」から成り立っています。

◆ 性別役割分担

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、「性別」を理由として、役割を固定的に分けること。

【た行】

◆ 男女共同参画基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の第3次計画は平成22年12月17日に閣議決定されています。

◆ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいいます。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日公布・施行され、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、基本理念、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めた法律です。

男女混合名簿

学校において、児童生徒を、性別に関係なく、姓名の五十音順などの順序によって並べた名簿です。

地域子育て支援センター

子育て家庭等に対する育児不安についての相談や子育てサークル等の支援などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設です。

ティームティーチング

複数の教師が協力して授業内容を計画・進行する方法のこと。

【な行】

ニーズ

必要。要求。需要。

農業委員

公職選挙法を準用した選挙によって選ばれた農業者の代表。

農村生活アドバイザー

群馬県では、農村で生活する女性が地域社会や方針決定の場へ参画するために、農業振興や地域社会づくりなど豊かな農村生活の実現に向けて積極的に活動している女性を、市町村長からの推薦を受け「農村生活アドバイザー」として認定しています。

ノーマライゼーション

高齢者や障害者など社会的に不利を受けやすい人々が社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方をいいます。

【は行】

配偶者暴力相談支援センター

配偶者等からの暴力被害者を支援する拠点となる県の施設。群馬県では女性相談センター・女性相談所がなっています。

◆ファミリーサポートセンター

乳幼児や児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

◆ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業です。

◆放課後児童クラブ

授業が終わった後、仕事などで家庭に保護者のいない児童（小学生）を預かる施設。

◆ホスピタリティー

「おもてなし」のことをいいます。特に観光や外食など接客業において重要視されています。

【ま行】

◆マザーズハローワーク

子育てをしながら仕事を探している保護者を対象として、求人情報を提供する施設のことで、子育て中の保護者が子連れでも安心して利用できるように環境が整備されている。

【ら行】

◆ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

◆ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期などのそれぞれの段階のこと。

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

◆労働力率

就業者と完全失業者の合計が15歳以上人口に占める割合のことをいいます。女性の年齢階級別労働力率は、20歳代前半までは高く、25歳～35歳の年齢層で低下し、40歳代で再び高くなり、老年期に向かって下降しています。これをグラフで表すとM字型カーブを描くことからM字型曲線と呼んでいます。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加など、個人や多様なライフスタイル^{*}の家族がライフステージ^{*}に応じた希望を実現できるようにすることをいいます。国においては平成19年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を定めました。

渋川市男女共同参画計画 後期計画

発行日 2014年3月

発行 渋川市

〒377-8501

群馬県渋川市石原80

☎0279-22-2111（代）
